

509.19-Sh29ㄅ



1200500744702

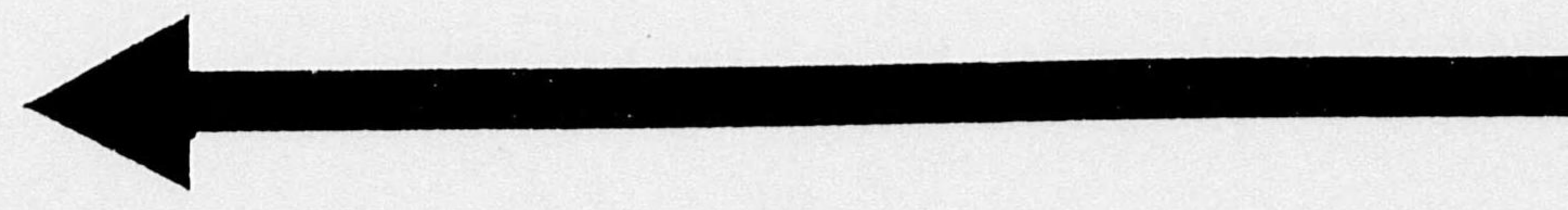
09.19  
H29

生産と供給協定

石炭統制會・企画部長  
茂野吉之助稿



始



509.19  
5H29



責任生産と供給協定

石炭統制會 企業部長  
茂野 吉之助 稿



955  
160

まへがき

計畫生産の圓滑なる遂行を期し、これが擴充増強を圖らうとするには、豫め各生産部門の連繫を密にし、障礙の發生に未然に備へて、計畫の混亂を最少限に阻止する用意をいたさねばならぬ。産業の連繫なき處に生産の増強はない。此の理念の下に「供給協定」が重要産業協議會に於ける超重點産業協力會結成の一核念として取りあげられたのである。

然しながら生産の現状は「供給協定」そのものゝ實行を期するに非常に困難な時代であつて、各生産部門が敢然として「供給協定」の責任を負はうとするには、眞に産業一體の責任生産體制を確立せねばならぬ。それには「商品生産」の觀念を一擲して、「戦力生産」の意識を透徹せしむることが必要である。

營利觀念によつて緊密に組成された「商品市場」を先制必勝の「生産戰場」に整化するには「供給協定」と「戦力生産意識」とを必要とする。と考へて、私は考想を一應纏めて見た。固より未熟半成の論稿であることを只管に恐れる。切に大方の垂教を俟つものである。

猶、「産業確立の一對策」と「地下足袋の問題」とは前年に發表したものであるが、舊稿を顧ず茲に再録することゝした。兩篇に伏在する「供給協定」の思想を觀取していただければ倅である。

目次

責任生産と供給協定……………一

其の一 計畫生産と官民協力分野

- (一) 戦時行政特例措置……………三
- (二) 計畫生産と國家要件……………七
- (三) 計畫生産と協力會……………一三

其の二 産業の聯關體制と責任體制

- (一) 産業疏隔の痛害……………一五
- (二) 産業聯關體制……………一六
- (三) 生産目標と産業責任體制……………一三

其の三 供給協定の基礎觀念

(一) 戦力生産と商品生産……………四二

(二) 産業同列體系と立體々系……………四四

其の四 供給協定

(一) 協定の趣旨……………四九

(二) 産業毛細管機能……………五一

(三) 実施要綱……………六三

(四) 論評の二、三……………七〇

其の五 供給協定の信號機能

(一) 障礙の發見……………七三

(二) 卸なし作業衣の例……………七五

其の六 供給協定と價格肅正

(一) 怖るべき關取引……………七九

(一) 代替價格と限界效用價格……………八〇

(三) 資材の量的障礙……………八一

其の七 供給協定と適品主義

(一) 資材の質的障礙……………八六

(二) 優良品と適品……………八八

(三) 適品選擇權……………九一

(四) 適品特殊價格……………九三

(五) 企業淘汰の機能……………九四

其の八 戦力生産と責任生産

(一) 生産隘路の啓開……………九六

(二) 責任生産と成り行き生産……………九八

(三) 潜在戦力の躍現……………一〇一

産業確立の一対策

104

産業半身不随の危険——無契約時代——半製品時代——粗悪品時代——産業一括發註の制度——二枚の齒車——生産資材價格の協定——勞務の適正配置——産業連繫機能の最少限

地下足袋の問題

131

地下足袋の不足——代用品の問題——値段と品質——規格と配給量確保——製造勞力の問題——結論

責任生産と供給協定

## 其の一 計畫生産と官民協力分野

### 一 戦時行政特例措置

此度政府に於ては、大東亞戦争完遂を目的とし、重要軍需物資の緊急増産を推進するため、戦時行政特例法、戦時行政職權特例（勅令）及許可認可等臨時措置法の三つの非常立法を制定し、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等の増産推進に萬全且緊切の非常措置を講じ得る途を拓く事と相成つた。即ち、これによつて、一方非常事態に即應し、從來の法律に基く平時的な禁止制限、認許可手續等を必要に應じて解除し、他方、總理大臣の權限の實質的強化を圖り、以て生産増強のために必要なる緊急措置を直截簡明にとり得ることになつたのである。

戦時行政特例法（昭和十八年三月十八日公布）

大東亞戦争ニ際シ生産力擴充ソノ他綜合國力ノ擴充運用ノタメ特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ

左ニ掲グル措置ヲ爲スコトヲ得

- 一、法律ニヨル人マタハ法人ノ行爲ニ對スル禁止マタハ制限ノ全部マタハ一部ヲ解除スルコト
- 二、法律ニヨリ監督又ハ命令、處分ソノ他ノ行爲ヲ爲ス申ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ヲ乙ノ行政廳又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト

前項第二號ノ場合ニオイテハ甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニツイテハ乙ノ行政廳又ハ官吏ハコレヲ甲ノ行政廳又ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定實施ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔附則〕 本法ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス

#### 戰時行政職權特例 (昭和十八年三月十八日公布)

第一條 大東亞戰爭ニ際シ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産擴充上特ニ必要アルトキハ内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲナスコトヲ得

第二條 大東亞戰爭ニ際シ前條ノ物資ノ生産擴充上特ニ必要アルトキハ、勞務、資材、動力及ビ資金ニ關スル各省大臣ノ職權ノ一部ヲ命ヲ承ケ内閣總理大臣自ラ行ヒ、マタハ他ノ各省大臣ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第三條 大東亞戰爭ニ際シ第一條ノ物資ノ生産擴充上特ニ必要アルトキハ前條ノ場合ヲ除クノホカ内閣總理大臣ハ勞務、資材、動力及ビ資金ニ關スル一ノ行政官廳若ハ官吏ノ職權ヲ自ラ行ヒ又ハ他ノ行政官廳、若ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ニオイテ必要アルトキハ内閣總理大臣ハ關係行政官廳ノ職員ヲシテ臨時他ノ行政官廳ニオイテ執務セシムルコトヲ得

第五條 第二條又ハ第三條ノ場合ニ於テハ一ノ行政官廳又ハ官吏ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニツイテハ其ノ職權ヲ行フ他ノ行政官廳又ハ官吏ハコレヲ當該行政官廳又ハ官吏ト看做ス

第六條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

〔附則〕 本令ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス

#### 許可認可等臨時措置法 (昭和十八年三月十八日公布)

大東亞戰爭ニ際シ行政簡素化ノタメ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左ニ掲グル措置ヲ爲スコトヲ得

- 一、許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要セザルコト、スルコト
- 二、許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ルモノトスルコト



- 三、許可、認可、免許、特許、承認、検査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ一定期間ノ経過ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査等アリ又ハ協議調ヒタルモノト看做スコト
  - 四、甲法令ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルトキ乙法律ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルモノト看做スコト
  - 五、許可、認可、免許、特許、承認、検査等ヲ爲シ又ハ届出、報告等ヲ受クル甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ヲ乙ノ行政廳又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト
  - 六、前各號ニ掲グルモノ、外手續又ハ處理ノ簡捷化ノタメノ必要ナル措置
- 前項第五號ノ場合ニ於テハ甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニ就テハ乙ノ行政廳又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政廳又ハ官吏ト看做ス

右に掲げた行政特例措置の狙ひは大略次の三項目に要約する事が出来る。

- 一、總理大臣の指示による生産擴充措置の統合強化
  - 二、生産要素に關する各官廳權限の移管統合
  - 三、平時的な許可認可等の手續の簡素化による生産障礙の排除
- 斯く三項に別つ事が出来るが、これを一括して、産業の面より觀れば、生産計畫遂行に關す

る國家指導力が今までよりも強力に且つ明確に産業に滲透し得る事と相成つたものと思へばよろしいのである。此の措置は計畫經濟の運営、生産増強の遂行に當つて、眞に慶賀す可き事なのであるが、世上往々にして此度の行政特例措置によつて直ちに、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等の生産増強が達成せられるものゝやうに樂觀する向きがある。しかし、行政特例措置による國家の強權は、其の發動を促すべく、民間産業の體制が整つて居なければ、所期の効果を擧げることが出来ないものである。次ぎに、計畫生産の四要件を掲げて、官民の協力分野を假定して見る。

## 二 計畫生産と國家要件

凡そ、計畫經濟の運営に當り、國家の目的とする計畫生産の増強を圖らうとするには、大略次の四要件を官民協力の下に充足させねばならぬ。

### 官の協力分野

- 一、國家が增強を期する重點生産を選定し、その生産計畫を総合的に確立せしむること。
- 二、右生産計畫の遂行に當り、聯關する産業に汎く重點主義を發動滲透せしむ可く、國家強權の發動を徹底すること。
- 三、右強權の滲透を容易ならしむ可く、産業聯關の體制を構成すること。
- 四、聯關産業の悉くが責任を以つて各自の生産目標を達成し、聯關産業が打つて一團となりて基本生産計畫を増強せしむべき産業責任體制を確立すること。

### 民の協力分野

以下項を追ふて卑見を申述べる事とする。

計畫經濟下に於ける生産、即、計畫生産といふものは、要するに、

重點生産に強力を以て資材、勞務等の生産要素を吸収して所定の計畫を完成する

といふことである。強力吸収といふと甚だ非合理的に聽こえるが、それが國家綜合計畫の線に沿ふて行はれ、他に及ぼす障礙も豫め較量され覺悟される場合に於て、その計畫生産は、綜合

的重點生産と稱せられるのである。故に重點生産が強行される場合には必ず、他に障礙が生ずるが、それは覺悟の前でなければならず、同時に、その障礙が逆流して、重點生産そのものに支障を及ぼさぬやうな総合的な用意が施されねばならぬ。

然らば、この覺悟と用意とを以て、誰れの責任に於て、重點生産計畫が決定されるかと言へば、申す迄もなく、國家の責任に於てなされねばならず、一旦決定された以上は變更する事なく飽く迄も遂行されねばならぬ。國家の方針が支那事變不擴大より長期抗戰に、更に、歐洲戰局不介入から、三國同盟締結と轉々として移り換つた過去に於ては、或は、産金獎勵が最高の生産計畫であり、或は、人造石油が至上の生産目標でもあつたが、現在の段階に及んで國家が決定した超重點生産計畫は、尠くとも米英が軍門にくだる迄は不變不動の地位を保つべきであり、動搖してはならぬ。勿論、今回政府が決定した五生産部門以外に、あらゆる軍需品は申すに及ばず、食糧、輸送力、電力等にも等しく超重點國策が適用せられる可きものなのであるが、しかし軍需品に就いては已に超重點措置が從來より採用せられて居り、行政的にも一元的に軍の所管に屬してゐるので、更めて之を特定する必要はなく、食糧に就いても、その生産確保のためには統一的な措置がとられてきてゐるので、これまた、必ずしも此の際特定を必要

としなかつたものと解釋し得る。之に對して、輸送力の問題は、政府が特定した五生産計畫の遂行上、最も緊切な關係を有するものであつて、この意味からすれば、戰時行政職權特例第二條に「勞務、資材、動力及び資金に關する各省大臣の職權の一部を命を承け内閣總理大臣自ら行ひ」とあるを「勞務、資材、動力、資金及び輸送」といたさねば、鐵鋼、石炭其の他の特定物資の生産擴充を期する上に於て、遺漏なしと言ひ難いかに思はれるのであるが、輸送の點に超重點主義が聯關的に實施せらるゝ事は、當然以上當然のものと思料して然るべきである。

以下、私が生産増強を論じ、供給協定を提唱する場合、便宜上、範圍を五種生産部門に限つて申上げる事にするが、此等の生産部門と軍需生産、食糧生産、輸送計畫とが綜合的に、聯關を保つて、増強の歩を進めらるべきものであり、その綜合聯關の調節は國家最高の機關が當然周到の注意を拂はる可きものである事は申上げる迄もない。即ち、職權特例第一條の「大東亞戰爭に際し鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等」とあるが、此の「等」に重要な至大な意義が包含されて居るものと私は思料してゐる。此の事を茲に特に申上げて置きたい。

次に重點生産計畫そのもの、確立であるが、申す迄もなく、これは國家に於て綜合的に時機を失せず決定して、産業に明示せねばならぬ。戰時情勢の推移が端睨し難き現在に於て、各

重點生産計畫を機に臨み變に應じて改定し、その間に齟齬矛盾を來たさしめぬ事は頗る難事であるのは言ふ迄もないが、此の難事を征服して、各生産計畫に綜合的増強を果さしめるのが戰爭經濟なのである。重點的生產計畫を特定する丈で増強の成果が現前するものではない。時の遲速が勝敗を分つ戰爭の時代に於て、機動的な生産計畫の確定が國家の重大責任である事は申述べるまでもない。

次に、計畫生産要件の二である「聯關産業に對する國家強權の滲透」に就ては、國家強權は今回の内閣總理大臣の指示權によつて、その所在が明確となり、これによつて、各官廳の關所ナリズムの障礙が徹廢され、まさに、天風一過の思ひがあるが、その強權が重點生産計畫に聯關するあらゆる産業に汎く發動されるや否や、多少不安たらざるを得ない。

と申すのは、石炭の生産増強の場合に、石炭鑛業を超重點的に取扱へば事足りるといふ見解が世の中に流行して居り、従つて、石炭鑛業に聯關した産業を超重點的に取扱ふ場合でも、その主要なる聯關産業には重點國策を適用するが、聯關又聯關の先きの〳〵の産業は運用の宜しきに任せるといふ調法な適用論が発生するからである。これは、超重點生産と、超重點産業とを

混同した爲の錯誤であつて、國家の意志は戰時行政職權特例にも明記されてあるやうに「鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資の生産擴充」なのである。鐵鋼を増産し、石炭の生産擴充をなさうとすれば、當該産業は固より、それに聯關するあらゆる産業に等しく超重點的な取扱ひを實施せねばならぬ事は餘りにも明白な事實である。今回特定された超重點的生産計畫に聯關して超重點的取扱ひを受けねばならぬ部分は、僅かの例外を除いては、殆んど總ての産業に存するものである事は、後項に於て申述べる處があらう。

然らば、今回明確となつた國家の強權を聯關産業の那邊迄滲透させれば良いのか、聯關産業と抽象的に定義した處で、聯關の連鎖は何處まで延長して居るのか、それを確實に提示して、國家に強權の發動を求めるのは次ぎに述ぶる民間協力分野の仕事なのであつて、如何に國家の超重點政策が強化され、政府はその發動を用意して居たにせよ、民間が強權適用の範圍を五種生産計畫別に明確に官に提示せねば、折角の強權も飾られたる寶刀となるのである。

此の事からだけでも、今回の行政特例措置のみを以てしては超重點生産政策の適確なる發動は困難であり、従つて生産増強は容易に期待し難いといふ事が判明するであらう。然らば、一生産計畫に聯關するあらゆる産業を連結して、國家強權の可滲透體制を構成する事が、政府が

戰時行政特例を制定した趣旨に順應すべき産業界の第一の措置であらねばならず、第二の措置としては、斯くして連繫された聯關産業の一つ一を確乎たる責任體制に仕立て、各自が背負ふ生産目標を責任を以て達成せしめる氣魄と實力とを具備せしめる事でなければならぬ。これが、生産増強に對する民間分野の協力目標であると私は確信するのである。

### 三 計畫生産と「協力會」

此度重要産業協議會の提唱の下に設置せられることになつた鐵鋼協力會、石炭協力會、輕金屬協力會、造船協力會は各々その生産計畫に聯關する主要なる産業團體を網羅し、前掲の二つの目的を達成する事によつて、政府の超重點生産政策の實施を確保推進す可き眞の産業協力體制を確立せんとするものであるから、私は、計畫生産條件の(三)と(四)とを説明する代りに、次に「協力會」の設立趣旨を掲げる事とする。

### 協力會の設立趣旨

大東亞戰爭の現段階は、今や一刻の猶豫もなく、我國産業界が決應即應の體制を整備しその生産能率を最高度に發揚すべきことを要請してゐる。

これがためには、經營の合理化、能率の増進、技術の向上等諸般に亘る一段の努力をもつて、現有設備並に資材を最高度に活用すべきことを緊要とするのであるが、就中、各産業部門並に産業部門内における重點主義の徹底を圖り、戦時生産力を國家の要請する局面に果敢迅速に集中動員することが急務中の急務である。而して、かゝる重點主義の徹底を圖るためには、産業行政の一元化が必須の前提条件であるが、今般、政府が戦時行政に關する非常法案提出の英斷に出で、敢然と超重點政策の貫徹を期すべき行政措置を講ぜられたことは、洵に時宜を得たるものとして深く賛同を惜しまざる次第である。

當協議會は、かゝる政府の非常對策に呼應して、曩に「緊急時局對策に關する意見」を決定したが、右意見に基き、今般政府の超重點政策の實施を確保推進すべき産業界の協力體制として、超重點主義に對する「協力會」の設立を提案したのである。

政府が超重點政策の對象を、航空機、造船、鐵鋼、石炭、輕金屬、の五部門に置かれたことは、戦力増強の目標を明らかにしたものととして、洵に適切なる措置であるが、これ等超重點産業の生産増強は、當該産業のみ

の努力によつて果し得るものでなく、ひろく聯關産業の協力が必要とするものである。即ち、これを鐵鋼生産の例によつて説明するならば、鐵鋼の生産増強は、單に製鐵所の生産擴充によつて可能なものではなく、これと密接不可分の關係にある鐵鑛石、石炭、石灰石、耐火煉瓦、セメント、輸送、動力、木材等より食糧その他の勞務者生活必需品に至るまでの凡ゆる聯關諸産業の積極的協力によつてのみ達成し得るのである。従つて、鐵鋼生産における重點主義といふことは、單に鐵鋼統制會又は製鐵所に對する重點主義を意味するものではなく、これを中核として汎く聯關産業の各部分に一貫して重點主義が貫徹され、協力精神が滲透するものでなければ、所期の効果を收め得ないのである。いま、かゝる協力關係を消防隊の例に譬へるならば、鐵鋼統制會乃至製鐵所は謂はば防火の先頭に立つて、ホースの筒口を握つて居る放水手にも比すべきものであり、それは消防車運轉手、ポンプ手、梯子掛りその他それぞれの部署の消防手の綜合的協力を俟つてのみ初めて有効に働き得るのである。このことは、造船においても、石炭、輕金屬においても全く同様である。

即ち、今般、當協議會が提唱せる「協力會」は、政府の超重點主義政策に相呼應し、これを眞に實效あらしめるために、中核産業と聯關産業との間に、「供給協定」を成立せしめ、各聯關産業日常不斷の協力を組織的かつ計畫的に確保し、同時に生産増強の諸障碍の發見並に排除に努め、軍官民一致の協力により、生産増強を推進せんとする趣旨に外ならない。幸ひにして、當協議會の提唱は廣く産業界各方面の賛成を得、こゝに當協議會の會員たる造船、鐵鋼、石炭、輕金屬の四統制會を中核として夫々、協力會が設置せられるに至つたこと

は海に欣快にたへない次第である。

協力會の趣旨は、敍上の如きものであるから、その根本精神はひろく産業界の総合的協力を確保するにある。右の趣旨からすれば、協力會の加盟團體として包括すべき範圍は、凡ゆる聯關産業に及ぶべきものであるが、當面、取り敢へず、主要聯關産業團體に協力會への加盟を求め、必要に応じて逐次その範圍を擴大することにしたのである。

今や皇國興廢の秋に直面し、産業界は前記五超重點産業の生産増強を自らの問題として注視し、その生産推進のためには、いかなる犠牲をも、いかなる労苦をも惜しまぬ覺悟を固めつゝある。かゝる産業界の積極的協力精神を經とし、政府の非常行政措置を緯とし、超重點國策の貫徹滲透を期すべく、この際當協力會に對し、軍官民一致の強力なる支援と鞭撻とを切望する次第である。

#### 超重點主義國策への協力實施要綱

一、超重點産業選定ノ意義ハ、當該産業部門ノミナラズ、苟クモ之ト緊密ナル聯關ヲ有スル産業ニ就キテハ、ソノ部分ニツキ、同様ノ重點的取扱ヲ及ボスベキモノト解スベキモノナルガ故ニ、先ヅ、右超重點産業ト密接不可分ノ聯關産業系統（第一次、第二次等々ニ互リ）ヲ明確ナラシムルト共ニ、之等聯關産業中ノ聯關部分ニ就キテハ超重點主義政策ヲ敷衍スベキ取扱ヒヲナス方針ヲ明カニナスベキコト。

二、指定サレタル超重點産業部門ヲ中心トシ、之ニ對スル聯關産業ノ有機的協力體制ヲ別記ノ如キ要領ニヨリ、確立スルコト、

三、超重點産業ニオケル計畫實施ヲ確保推進スル爲ニ、當該重點産業統制會ト聯關産業統制會又ハ統制團體間ニ於イテ、供給協定ヲ爲シ、聯關産業ハ超重點産業ノ生産増強ニ計畫的ニ努力スベキコト。

四、超重點産業五部門ノ協議會ヲ重要産業協議會内ニ設ケ、共通問題ヲ處理スルト共ニ、強力ニ超重點主義ノ貫徹ヲ期スルコト。

#### 「協力會」設置要領

##### 一、目的

超重點産業門ヲ中心トスル聯關産業ノ有機的協力體制ヲ確立シ、以テ超重點産業生産増強ノ實ヲ擧グルヲ目的トス。

##### 二、構成

- (1) 超重點産業統制會毎ニ、聯關産業統制會及統制團體ヨリナル協力會ヲ設置ス。
- (2) 聯關産業ノ範圍ハ、當該超重點産業ノ生産増進上特ニ重要ト認メラルモノヲ選定ス。協力會ハ必要ニ應ジ之ヲ部會ニ分ツ。

- (8) 協力會ノ會長ハ當該超重點産業統制會ノ會長トシ、協力會員タル聯關産業統制團體ハ、超重點主義貫徹ノ國策ニ即應シ、政府ノ方針ニ從ツテ、協力會會長ニ對シ積極的協力ヲ爲スモノトス。
- (4) 協力會ハ、日常ノ連絡調整ヲ行フ爲、超關産業統制團體ニ於イテ當該重點産業ヘノ協力員又ハ連絡員ヲ設置ス。

### 三、機能

- (1) 協力會ノ本質的任務ハ、當該超重點産業ト聯關産業トノ常時緊密ナル提携連絡ヲ圖リ、生産推進ノ日常協力體制ヲ確立スルニアリ。
- (2) 協力會員ハ自己ノ産業ニオケル分擔計畫實施進捗狀況ニ就キ、當該超重點産業統制會ト責任ヲ以テ常時緊密ナル連絡ヲ保チ、協力員又ハ連絡員ノ日常不斷ノ連絡ヲ通ジテ、毛細管的交流機能ヲ發揮セシム。
- (3) 協力會(總會又ハソノ部會)ハ、必要ニ應ジテ之ヲ開催シ、當該超重點産業ノ生産計畫ニ即應セル聯關産業部門ノ生産計畫、引渡計畫等ニ就キ協議ヲ爲スト共ニ、過去ノ一定期間ニオケル生産実績、引渡実績並ニ現在及將來ノ見透シ等ヲ具體的ニ檢討シ、ソノ計畫成否ノ原因ヲ析出シ、之ガ對策ニ關シ協議スルモノトス。右會議ハ政府ト緊密ナル聯携ノ下ニ、關係官吏ノ出席ヲ乞ヒ、超重點超業ノ生産増強ヲ阻害スル要因ニツイテハ、即座ニ所要ノ措置ヲ講ジ得ル如クス。

(備考) 前記「協力會」ハ、航空機ヲ除ク四部門ニ夫々之ヲ設置シ、ソノ發會ソノ他共通事項ハ、重

要産業協議會ニ於テ之ヲ幹旋ス。(航空機ニ就テモ、陸軍航空工業會ヲ中心トスル協力會ガ設置セラレルコトニナツタ)

### 造船、石炭、鐵鋼、輕金屬 協力會規約

#### 第一章 總則

- 第一條 本會ハ政府ノ超重點主義國策ニ即應シ、鐵鋼業(註)造船、石炭、輕金屬、以下同シ)ヲ中核トスル聯關産業ノ協力體制ヲ確立シ、鐵鋼生産増強ノ確保推進ニ協力スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ鐵鋼協力會ト稱ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ之ヲ鐵鋼統制會内ニ置ク
- 會長必要アリト認ムルトキハ適當ナル地ニ支部ヲ設クルコトヲ得

#### 第二章 構成

- 第四條 本會ハ鐵鋼統制會及鐵鋼生産増強上必要不可缺ナル主要聯關産業ノ統制團體(統制會、統制組合、統制會社等以下同シ)ヲ以テ構成ス
- 構成員ノ範圍ハ會長之ヲ決定シ必要ニ應ジテ追加シ得ルモノトス
- 第五條 本會ヘノ加盟ハ會長之ヲ申入レ、當該聯關産業團體ノ加盟申込ニヨリ成立スルモノトス

## 第五章 事業

第六條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、鐵鋼生産計畫ノ達成ニ必要不可欠ナル要件（原料、資材、機械、動力、燃料、食糧、輸送等ヲ含ム）ノ供給ニ關シ別記要綱ニ基キ供給協定ヲナスコト
- 二、前項ノ供給協定實施ニ關シ、相互ニ日常緊密ナル連絡ヲ保チ、生産増強ノ障礙排除ニ努メ、計畫達成ニ優先的ニ協力スルコト
- 三、前項ノ供給協定ノ實施ニ當リ、必要アル場合ハ政府ニ對シ超重點國策ニ基ク強力措置ヲ要望スルコト
- 四、其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第七條 會長ハ必要ニ應ジテ總會又ハ部會ヲ招集スルコトヲ得

### 第四章 役員、事務局及連絡員

第八條 本會ノ會長ハ鐵鋼統制會會長之ニ當ル

第九條 本會ノ事務ハ鐵鋼統制會ノ事務局之ヲ取扱フ

第十條 本會ノ日常事務連絡ヲ圖ル爲加盟産業團體ニ連絡員ヲ置ク

第十一條 本會ノ事務ヲ通シテ知悉シタル機密事項ニ關シテハ本會構成員ハ責任ヲ以テ機密ヲ保持スルモ

ノトス

## 第五章 會計

第十二條 本會ノ經費ハ、別ニ定ムル場合ヲ除キ、鐵鋼統制會ニ於テ之ヲ負擔ス

### 附 則

超重點産業部門相互間ノ連絡並ニ共通事項ノ取扱ハ重要産業協議會内ニ「超重點産業委員會」ヲ設ケテ之ヲ處理シ其ノ事務ニ就キテハ重要産業協議會事務局之ニ當ル

以上掲記した「協力會」の趣旨及規約によつて、協力會の目的とする處が

一、 聯關産業に汎き超重點國策の滲透

二、 産業聯關體制を確立すべく供給協定及び連絡員制度の實施

三、 産業責任體制の確立による超重點生産計畫の達成

に在る事がある判りになつたと存する。而して、産業の聯關體制及び責任體制を確立する仕事とこれが手段としての供給協定及び連絡員制度の實施の仕事は、誰れがやるかと云へば、産業團體と所屬企業とが協力遂行せねばならぬ事は申上げる迄もない處であつて、産業が叙上の體制



を整へなければ、折角の戦時行政特例措置も遺憾ながら生産増強の大目的を果す事は出来ぬものと私は考へるのである。

茲に御理解を得て置きたいのは、協力會は現在飽和状態に在る通例の會又は團體とは全然趣きを異にし、會議會合を主眼とする團體ではないといふ事である。狙ひ處は、「供給協定」の實施によつて、聯關産業が實質的に結びついて、各自が協定實施の責任體になる點にあるが故に、漸次協定の範圍が擴大すれば、協力會員たらざる協定先きも出来るかも知れぬ。それでも少しも差向へはないのである。

今一つ、申上げて置き度い事は、協力會の仕事は、夫々の統制會が本然的にせねばならぬ性質のものであるのに、何故に、特に「協力會」たる名に於て、此度、鐵鋼、石炭、輕金屬、造船の四統制會が打ち揃つて聯關體制を結成しようとしたのかといふ事である。それは、四統制會が各自の聯關體制を作るに當つて、歩調を一にする必要があるから、重要産業協議會に相寄つて、聯關體制の結成を相談し、その共同事務を同協議會に託したのである。

何故に、四統制會が共同動作に出る必要があるかは、説明する迄もないと思ふが、斯くせざれば、政府が此度意圖した五種生産部門の綜合的増強に障礙を及ぼすからである。五種生産部

門が自分勝手に聯關網を張つて、先きを争つて超重點主義の實施を急いで、大混亂を生ずる事は明らかである。これを慮つて、四統制會は航空工業會を加へて、超重點産業五部門の協議會（即ち、超重點産業委員會）を同協議會内に設立する事としたのは、前に掲げた「協力實施要綱第四項」の通りである。此の委員會の運用に關しては茲では説明を省略するが、將來相當の成果を期待して然る可きものと考へる。

最後に念の爲めを断りをして置きたい事は、協力會が此度發足に當つて、何故に三十有余の團體に限つて加盟を申入れたかといふ點である。これは「協力會設立趣旨」の末項にもある通り「協力會の加盟團體として包括すべき範圍は凡ゆる聯關産業に及ぶべきものであるが、當面取敢ず、主要聯關産業團體に加盟を求め、必要に應じて漸次その範圍を擴大すること」としたのである。やがて、「供給協定」の蔓が伸びて行けば、會員名簿に名を列せざる協力會員が出現するであらう。會員名簿なき會、これが「協力會」の眞の構成とも云ふ可きであらう。

## 其の二 産業の聯關體制と責任體制

### 一 産業疏隔の痛害

計畫經濟とは國家目的に即して國家の策畫指導監督の下に國民經濟を運營することであり、計畫生産とは、斯く運營されたる國民經濟の生産部面を指すものであるから、計畫生産に於ける第一義的の問題は、國家の計畫が生産全面に明確に徹底せるや否やの點に在らねばならない。これは前項「計畫生産の四條件」に於て概説した處であつて、如何なる生産形態を採用しても、國家計畫が生産末梢迄滲透しなければ、計畫生産の實を擧げ得べきものではないのである。然るに現在旺んに上下せられて居る生産論の多くは、生産形態のみを改變すれば國家計畫が實施され、生産増強の實を收め得るものと速断し、他に重大なる障礙の歷存せるを見遁して居るやうである。他の重大なる障礙とは「産業の疏隔」である。

云ふ迄もなく、産業は物資の生産を主本とする。而して一産業の生産物資が他産業に需要さ

れて、原料となり資材となり、別の新しき物資を生産する。斯くの如くして、連綿盡さず、環流極まりなきものが、産業相互の関係であり、本来の様相である。

然るに、産業の関係が種々の事情によつて疎隔され、これが交流に關して適當な方策が講ぜられぬとすると、一産業に於ける障礙が無警告に他の産業を脅かす事となつて生産は將棋倒しの亂狀を呈する事となる。私は茲で、産業疎隔の原因に就いて多く語るを避け、唯一言、今日の産業界では「納期に就いて相手方に督促すれば嗤はれる」といふ奇症狀が発生して居るといふ事を申上げるに止めて置くが、生産品の交流を生命とする産業が相互の間に納期の確約がなく、受渡しに就いての責任を問ひ得なくなつたとすれば、生産は全面的に如何なる痛苦を蒙るかハ説かずして明白である。然るに、生産物資の跋行配給の痛苦はこれ迄も至る處で指摘されて居る處であるが、その眞因が、産業の疎隔に存する事は餘り摘發されて居らぬやうである。恐らく、計畫生産は在來の自由生産と異なり、國家と諸産業とが深密に結びつく結果として、必然的に産業相互の関係は疎隔するものと早合點され已むなき現象と諦められて居るものかも知れぬ。

然らば果して、計畫生産といふものは必然的に産業間を疏却隔絶するものなのか、若しも、

さうとしたならば、計畫生産は生産が必要とする産業の連繫を自ら切斷する矛盾の運命を背負つて出現したものと云はねばならず、換言すれば、計畫生産は當初からその目的を達し難い生産形態だと云ふ事になるが、さう結論して良いのか。

否、斷じて然らず、産業疎隔の現状は決して計畫生産が必然的に齎す現象ではないのである。計畫生産であらうが、何んであらうが、苟も生産たる以上、産業の連繫が緊密でなければ、生産の目的を達成する事は出来ぬのであつて、唯一つの例外は、半成品生産の場合である。半成品を生産して事足る場合のみには、産業の連繫は不必要である。換言すれば、連繫せざる産業は半成品を製出するが、完成品を生産し得ないのである。もつと、簡単に申せば、産業が疎隔する計畫生産は非計畫生産なのである。

それなら、何故に過去の計畫生産が産業疎隔の症狀を惹き起したのかと云ふと、それは已むに已まれぬ理由もあれば、已むに已まれる理由もある。手持ち資材の餘裕に安んじて産業疎隔の病狀を看過して來た産業にも罪があれば、その他、種々の原因が存するのであるが、今は、その詮議立てをする時機ではない。一刻も早く計畫經濟下に於ける産業聯關の體制を確立して、産業相互依存の本來の相を發現せしめなければならぬのであつて、戦局の現段階からみ

て、いま最も必要とされる航空機、船舶の生産を擴充増強しようとするれば、如何にしても、鐵鋼、石炭、輕金屬を初め、あらゆる聯關産業との間に密接な連繫網を布いて、國家強權の滲透に備へねばならない。此の事は今回船舶航空機と列んで鐵鋼石炭輕金屬が超重點生産部門として特定された事によつて最も明確に立證されるのである。若しも、産業に於て此の用意に缺くる處があり、その爲めに、國家強權の滲透が凝滯するやうな事があるとすれば、生産停頓の責任の大半は産業が負はねばならぬ事になる。否、産業が負ふとか負はぬとかの問題でなく、國家の運命に關する一大事が惹起されるのであつて、此の場合、産業疏隔の痛苦は日本三千年の歴史に迄至大な影響を及ぼすであらう。

## 二 産業聯關體制

前にも申述べた通り、産業聯關の範圍は廣行であり、其の聯關は錯雜して居るが、それならば産業の種類は大體どの位あるのかと云ふと、「臨時資金調整令ニ基ク事業資金調整標準」の事業細目別によつて礦業工業農林業水産業交通業のみを數へて見ると四二二種ある。

資金調整標準の事業種別

第一礦業	部	業別	細目別
	探採		
第二工業	紡織工業	業別	細目別
	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二		
第三農林業	農業	業別	細目別
	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二		
第四水産業	水産業	業別	細目別
	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二		
第五交通業	交通業	業別	細目別
	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二		
總計		一六九	四二一

右の分類は細目別といふが、資金調整の面から見た分類であるから、例へば採鑛選鑛製鍊機械器具製造は併せて一細目として掲げられ、電機機械器具製造は家庭用と其の他との二細目に大別されるやうに、非常に要約されて居るが、それにしても産業の種別は四百二十一種を算する。扱、此の内で直接間接に石炭鑛業に聯關交渉のない産業を調べて見ると、兵器及兵器部品製造業は別として、

採金鑛業

金製鍊業

照明用機械器具製造業四種の内三種

樂器類製造業

發火器製造業の内、煙火

鑄物以外の金屬製品製造業の内、食卓用金屬製品

事務用器械製造業の内、金銀登錄機

精製毛皮製造業二種

編物組物製造業二種

計 一三三種

更に詳細に調べれば追加されるものもあらうが、假りにそれを二一種としても、差引き残數四百種の産業は資金調整の事業分類から觀ても直接間接に石炭鑛業と聯關すると云ひ得る。

産業聯關の實勢が右に掲げたやうだとすると、一産業に與へられた生産計畫を達成する爲めには、殆んど全産業に互つて聯關的に超重點主義を適用せねばならぬ事に對して誰れも異論を狭むものはあるまい。言葉を換へて云へば、世に平和産業なしといふ事になる。聯關の程度は夫れ／＼の産業によつて相違はあるが、大なり小なり直接間接に聯關性を持つて居る。かうなると、問題は「聯關性の有無」でなく、「聯關性の多寡」といふ事になる。「聯關性の多寡」を明示せぬ聯關體制は展覽會用の掛け圖と同様に、徒らに多岐複雑を圖示して人を驚かすだけの役にしか立たぬ。

然らば、如何にして、「聯關性の多寡」を明示した體制を形成するかと云ふと、それには産業と産業とが生産物資の需給を契約する事によつて、具體的に結び付くより他に方法はない。例へば、石炭鑛業が火藥工業に物動計畫の範圍に於て、火藥の供給を申込み、火藥工業は反射的に石炭の供給を石炭鑛業に申込み。これが確約されるれば、石炭と火藥との間の相互の聯關度が具體的に明確となる。更に進んで、火藥工業はその原料たるグリセリン工業に對して供給を

申込んで確約し、グリセリン工業は又、石炭鑛業との間に石炭の供給を確約する。斯くの如くして、産業と産業との間が結ばれて行くと、その関係は「緊密」とか「不可缺」とかいふ抽象的な形容句以上に、品種、數量、納期等の契約諸條件によつて、人體の動脈と靜脈とが毛細管によつて繋がれて居るやうに結成される事になる。

斯く申すと、「そんな毛細管は現状でも産業の間に結ばれて居るではないか、現在の産業は決して前云ふが如き斷絶状態には居らぬ」と反撃する人があるかも知れぬ。成る程その人の申さるゝが如く、現在の産業相互聯關は絶縁状態には居らぬ。若しも眞に絶縁状態に在つたなら、生産は全く中絶して了ふのであつて、現に、生産が續行され増強されて居るのは、確かに、産業間の毛細管が活動して居る證據に相違ない。しかし、私の申すのは、現在の産業間の連繫が果して、國家が特定した五生産部門との「聯關性の多寡」に應じて、適確に組成されて居るや否やの點である。假りに、現在の産業連繫が右の如く組成されて居たとしても、夫等産業の所要勞務資材が果して「聯關性の多寡」即ち「聯關度」に應じて割當てられ配分されて居るや、疑問なきを得ない。或る産業が所謂平和産業といふ看板の下に超重點生産部門に對する聯關度を認識されず、その爲に種々の不都合を來した實例が無いでもない。故に、計畫經濟下

殊に緊迫せる戰爭經濟下に於ては、産業連繫は必ずや超重點生産との聯關度を明示し得る程度に具體的に結成されねばならない。此度組織された協力會は、右の趣旨により、産業毛細管を「供給協定」によつて具體的に結ばうとするのであつて、「供給協定」に就ては後節に申上げる。

### 三 生産目標と責任體制

前項に於て、産業聯關體は單なる聯關でなく、聯關度を現示する毛細管によつて結成されねばならぬ事を申したが、「聯關度の現示」をもつと明確に申せば「生産目標の現示」である。前に擧げた例を引用すると、石炭鑛業が火藥工業に申込んだ火藥の量は、國家が決定した出炭計畫の所要火藥量であり、火藥工業にとつては、石炭を採掘すべき火藥の生産目標である。故に、若しも、産業聯關の體制が「供給協定」によつて結成される事になれば、「供給協定」は、基本の超重點生産計畫が要求する生産目標を、聯關する全産業に、直接又は間接に、夫れゝに傳達する重要な使命を荷ふものと云へる。

聯關産業が超重點生産計畫に聯關した生産目標を知るといふ事は、實に聯關體制を築きあげる上に於て、最も重要なのであつて、若しも、聯關産業の各自が荷ふ可き生産目標を知らずして、唯單に超重點生産と聯關を有するといふ因縁のみに頼つて、漫然と集つて協力會を結成するならば、それは戰時有關の社交團體に墮するものと云はねばならない。今日、必要なことは、かゝる漫然たる社交團體ではなく、實に超重點生産の完遂上、不可缺なる生産目標を把持せる諸産業の聯關體制を確立することである。

扱、産業聯關體制の確立には、各聯關産業が超重點生産完遂の爲の生産目標を確知することが絶対要件だとすると、當然の歸結として、各聯關産業は各自の生産目標を達成するの責任を負ふや否やが問題となつて來るが、これは問題にする迄もなく、責任を負はねばならない。生産目標を知つたゞけで、達成の責任を負はなければ、國家の生産計畫は空轉に終つて了ふのである。即ち、産業聯關體制は産業責任體制にまで持つて行かねば、戦力生産の産業團體とは稱し難い事になる。

茲に於て、私は再び、生産増強と生産目標との關係に就いて一考して見た。

生産増強の成否は國家存亡の岐るゝ處であつて、これが達成完遂の爲め、凡ゆる鼓舞激勵の物質的精神的手段が講ぜられては居るが、生産増強とは畢竟するに、増強されたる生産目標の質的、量的、時間的の達成である。生産目標なき處に生産増強はないのである。然るに、從來餘りにも多分に生産増強は倫理的に取扱はれて來て、やゝもすれば、職場に於ける戰時意識の缺乏が攻撃せられ、時局認識の不徹底が咎められるのであるが、私の考ふる處によれば、戰時意識、時局認識は具體的に生産目標に織り込まるべきものである。若しも一事業場に於ける戰時意識が一段と昂揚せらるゝ餘地があるならば、その事業場の生産目標を一割二割強化して、達成を迫るべきである。

今日は生産増強の外形を装ふ時でもなければ、表面を繕ふ時でもない。唯、一意専念、生産目標の達成に邁進すべきの時である。斯く、生産増強の本體が生産目標達成に存するものとするならば、前に述べた聯關體制の結成は、これを生産目標達成の責任體制に迄進展させねばならぬのである。

然らば、「供給協定」の締結に際して、供給側の産業は安んじて、責任を以て、協定條件の

實施に衝るべき誓ひをなし得るのであらうか。また、現在の生産状態に於て、生産目標の達成を、需要側の産業は相手方に對して要求するのが妥當であらうか。

恐らく、私の想像を許すならば、協定を申込みられた産業は、これを受諾する前に後方を顧みて、原料資材其他の條件確保を、第二次聯關産業に對して申込み、その受諾を得ぬ限り、自己の受諾を肯んぜぬであらう。又、肯んぜぬのを良心的な行爲と自負するであらう。斯くの如くして、一産業は他産業に、他産業は又他産業にと、聯關の筋を辿つて、責任の歸着點を求めて行つたならば、「供給協定」は半年の久しきを経ても締結するに至らず、現在と同じ無責任状態を持續して、その結果は生産増強に恐るべき破綻を招來するのではないかと危懼せざるを得ない。

然らば、「供給協定」による産業責任体制の結成は不可能事を夢みたものであらうか。私は自分の胸中に斯く自問して悚然として自答を憚るものがある。何となれば、産業責任体制の不成立は、生産増強の不可能と同一義であるからである。前にも申した如く、産業責任体制の無い處に、生産目標の達成はない。生産目標の達成がなければ、生産増強はあり得ないからである。

斯く申すと、恐らく、次の反問が起るかも知れぬ。

○前の所謂産業無責任体制の過去に於て、立派に生産増強の實を挙げ來つたではないか。何故に、將來に於て同じ傾向を否定するのか。

私は此の反問に對して次の如く答へ度い。

一、過去に於ける一般産業は非常なる混亂に陥つたが、種々の事情に助けられて猶且つ相當程度の生産増強を續行して來た。種々の事情の内には産業が夫れ々保有した手持貯藏資材の援助もあつたであらうが、今後の生産状況は果して過去に於けるが如き傾向を持續し得るや甚だ疑問である。況んや、將來の生産増強は生産條件の悪化に逆比例して、その歩武を擴大せねばならぬ以上、既往の傾向に晏如たる事は許されぬ。

二、過去に於ける産業間の疏隔は或ひは生産額の上に於て幸ひに甚だしき悪影響を及ぼさなかつたとしても、物資交流の不均衡不圓滑の爲めに、半成産業、半製品を作り出した損失は莫大である。此の危局に際し、若しも過去の如き半成品生産の愚を繰返すに於ては三年の歴史に對して申譯なき危局を到來せしめるやも計り難い。此の際、是非共産業聯關の眞の戦時責任生産體制を確立せしめねばならぬ時機ではあるまいか。



以上、申述べた處によつて、生産増強を完遂する爲には、是非共、産業の責任體制を確立せねばならぬものであり、現下の情勢は斷じて既往の生産実績に安んずべきでない事を御理解を得た事とする。

しかしながら、御理解を得たゞはでは問題は依然として未解決のまゝ存留して居る。即ち、どうすれば全聯關産業が擧つて責任を以て供給協定に應ずるか。これを解決せずしては「供給協定」の細目に就いて筆を進める譯には行かない。

全聯關産業をして、基本生産計畫の要求する生産目標を受諾せしむる方法として、誰れも考へる事は、國家命令である。しかしながら、私の見解によれば、産業責任體制の確立は冒頭に述べたが如く、産業の協力分野の仕事であるにも拘らず、官の力によつて初めて責任體制の形體を装ひ得るといふ事は、經濟新體制確立要綱の返上に等しいと云はざるを得ず、統制會理念の没落と稱せざる得ない。産業界があれ程謳歌した經濟新體制確立要綱には、企業體制の確立を次の如く

資本、經營、勞務ノ有機的一體タル企業ヲシテ國家綜合計畫ノ下ニ國民經濟ノ構成部分トシテ企業擔當者ノ創意ト責任トニ於テ自主的經營ニ任ゼシメ其ノ最高能率ノ發揮ニ依ツテ生産力ヲ増強セシメ

と明記して居る。又、重要産業經濟團體の職能としては、

(1) 政府ノ協力機關トシテ重要政策ノ立案ニ對シ政府ニ協力スルト共ニ實施計畫ノ立案及其ノ計畫實行ノ責ニ任ジ且必要アル場合ニ於テハ政府ニ意見ヲ具申ス

(2) 前項ノ計畫實行ニ付下部經濟團體及所屬企業ノ指導ニ任ズとある。

右の如く統制會及企業の職能が明記されて居るのに不拘、産業自體に於て、責任體制の確立が覺束なく、これを國家の命令に俟つ外ないと云ふのでは、私が確立要綱の返上と云ひ、統制會理念の没落と稱するのも敢て失當ではあるまいかと考へる。

殊に、現在に於ては、國家は戰時行政特例法其の他の非常措置を講じ、五生産部門に對しては超重點國策の適用に遺憾なきを期して居るのであるから、既往に就て、資材、勞務等の生産條件の配置の上から、産業として責任を負ひ難き生産状態に置かれたからと云つて、それを理由に、責任體制の結成を逡巡し、供給協定の締結を躊躇するのは、萎縮退嬰の甚だしきものと評せざるを得ないのである。

以上、私は經濟新體制確立要綱を引用して、産業の奮起を促したが、今日此際、必ずしも、

新體制確立要綱を回顧せずとも、産業それ自體の内部から湧きあがる「戦時意識」が、おのづから「供給協定の締結」「責任體制の確立」を現前せしめるものだと私は考へる。各産業が進んで「供給協定」を締結し、欣んで「責任體制」を確立せざるを得ぬ根本觀念は、現下の切迫した「戦時意識」の内に顯然として存在して居る筈である。然らば、その根本觀念とは何か。

### 其の三 供給協定の基礎觀念

#### 一 戦力生産と商品生産

惟ふに自由主義經濟に於ける生産は商品生産であり、需給兩者の關係は、利益を目的とする買賣契約によつて結ばれて居たとも云へる。従つて供給過剩の場合に於ては、買手は優位を持つて賣手を睥睨し、供給不足の時代には、賣手は納り返つて買手を翻弄し、賣買兩者は常に算盤の煙幕を隔て、對峙して居たのであるが、不思議と云はうか、當然と申さうか、「商品」と稱する魔物は非常なる魅力を有して居て、賣買兩者の間には切つても切れぬ強靱な緻密な毛細管が繋がれて居た。然るに、計畫經濟時代に入つてからは、賣買兩者の間には過去の對抗意識は頓に消失したが、同時に、相見る路傍の人の如き無熱状態に陥つて了つた、これが前にも述べた産業疏隔の様相であるが、斯くの如き状態に永く産業が停滯して居るのは、計畫經濟に入りながら、計畫經濟の眞に要求する處のものが生産意識に滲透せず、舊時潑刺たりし商品生産

主義に代るべき何ものかゝ未だ産業に滲透せぬからではないかと私は考へる。

今日此の危局に際して、國家の計畫する超重點生産に聯關を有する凡ゆる産業が全機能を擧げて生産する處のものは、すべてこれ戦力であつて、斷じて、商品ではない筈である。直接にせよ間接にせよ、一次的にせよ、二次的三次的にせよ、原料たると用品とを問はず、國家の戦力生産計畫に聯關を有する資材、動力、燃料、輸送力は、すべて戦力であり、これが生産は、戦力生産でなければならぬ。私はこの戦力生産の觀念こそ、過去の商品生産の思想に打つて代つて、産業を支配すべき根本觀念であると考へる。換言すれば、今日此の時、日本の産業が高く持し、堅く奉ずべき「戦時意識」は「戦力生産」の思想に晶化するべきであると信ずる。

しかし、私とても、今日の生産界に「戦力生産」の觀念が絶無だなどとは決して申さぬ。兵器、航空機、艦船等の直接軍需部門には「戦力生産」の精神が漲溢し、充滿せるを承知して居るのであるが、唯、憂ふる處は、聯關産業の隅々に迄、果して、「戦力生産」の思想が滲透して居るやの點である。現在の産業の内には、自己の生産物資が國家の戦力生産計畫中如何なる地位を占めて居るものかを意識せずに、唯單に、相手方たる需要産業に引渡せば事足りるといふ觀念の下に、商品生産に従事して居る場合が尠くないのである。しかし、これは生産者の罪で

はないので、例へば、石炭鑛業と直接の交渉を持つ聯關産業は、自己の生産物資と石炭計畫との關係を一應は承知をして居るが、第二次第三次の聯關産業となれば、石炭計畫と如何なる聯關を有するかを知るべくもない。従つて、過去の商品生産意識に停滯せざるを得ない。故に、眞に「戦力生産の増強」を圖らうとすれば、先づ以て、聯關産業をして、戦力生産の意念に燃えあがらしめる必要がある。此の方法としては、各聯關産業と國家戦力生産計畫との關係を具體的に明示し、その産業が與へられたる生産目標の達成を誤つ時は、日本の戦力生産はその一角に於て挫折するものである事を、明確に、産業に意識せしめなければならぬ。従つて、その場合に於ける職域奉公は高遠卓絶な倫理觀を離れて、具體的な生産目標を質的に、量的に、時間的に完遂するかせぬかの必死の職域奉公である。産業に於けるガダルカナル血闘である。私は先日、鮪屋の店頭で「我々の職場で御奉公ませう、〇〇飲食店組合」のピラを見た。鮪を握ることも職域奉公でないとは云はぬが、鮪屋に對しては、戦力増強の生産目標を指示し難い。従つて、茲に云ふ戦力生産増強の職域奉公とは性質が違ふ。かやうな生産目標を持たざる職域奉公は、戦力生産思想とは別箇の倫理運動として尊重すべきであらう。

以上、申し述べた「戦力生産」の目標とする處は、

國家の要求する戦力生産計畫に聯關する凡ゆる産業に、夫れ／＼適確なる生産目標を與へ、戦力生産の意念に基き、責任を以て、これが達成完遂に衝らしむるに在る。而して、その前提としては

一、戦力生産計畫に關聯する全産業を連繫するは勿論、之れ等の産業中、現實に生産を擔當する工場事業場との連繫

二、これ等に對する適確なる生産目標の指示

等の具體的の準備を整へる必要がある。而して、此の準備を整へる手段として、考へらるゝものは「供給協定」でなければならぬ。斯く觀じれば、産業が眞に「戦力生産」の完遂に専念する以上、その準備手段たる「供給協定の締結」に遲疑逡巡する事は斷じて許されぬと申さざるを得ないのである。

## 二 産業同列體系と立體々系

産業が戦力生産の思想に歸一した場合、考へられる事は、國家と産業との聯關系統である。

私は最近に於いても「多くの産業の中には超重點産業の選に洩れたと云つて、意氣昂らざるものがある」といふ噂を屢々耳にする。これは、超重點生産の意義を解せざるが爲めの遺憾なる謬想であつて、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機の生産増強を圖らうとする場合、それ等の工場事業場だけを超重點的に取扱つたのでは、目的を達成し難い事は申す迄もないのである。この事は、所謂意氣銷沈産業と雖も、よく理解して居られるのであるが、猶且つ、假りに、意氣昂らざるものありとすれば、それは、商品生産の舊觀念に囚はれて、戦力生産の意識を忘れたが爲めではあるまいかと考へられる。若しも、戦力生産の意識に透徹するならば、自己の生産した戦力の眞の買手は超重點産業ではなく、國家である事に氣がつく筈である。それを恰も超重點産業が買手であると思ひ込み、その結果、超重點産業に隸屬するが如き誤解を抱くのは、畢竟するに、自己の生産物資を商品視せるが故ではあるまいか。私をして云はしむれば、作業服も戦力であり、地下足袋も戦力である。隱居が庭いぢりをする場合の地下足袋は戦力ではないが國家戦力生産計畫に使用する地下足袋は戦力でなくてはならぬ。若しも、戦力でありとするならば、その地下足袋生産は戦力生産の範圍に於ては、まぎれもなく、國家に直屬すべきである。假令、その生産にかゝる地下足袋の使用場所は炭礦であるとしても、

戦力生産の趣旨に於ては、地下足袋業者と國家との聯關は唯一筋である。一道坦々帝城に通ずるのである。即ち戦力生産計畫に聯關する凡ゆる産業はその聯關部分に於て、國家計畫に直屬して居るのであり、聯關性の厚薄多寡の別なく、その悉くが同位に列すべき國家産業なのであり、各々の産業は夫れ々の生産面に於て、國家の戦力生産計畫に直結して居るものである。故に、石炭鑛業が火薬工業と火薬の供給協定を結んだ場合、石炭統制會は國家計畫に基いて協定を結んだのであつて、従つて、火薬統制會社は、直接石炭統制會と協定は結ぶが、火薬を石炭鑛業に供給する事によつて、國家の石炭生産計畫に唯一筋に直參するのであり、國家の生産計畫に結びつくといふ點において、この場合石炭鑛業も火薬工業も同列なのである。私は此の考へ方を、産業同列體系と稱する。

此の體系から論結される事は、此度指定された五部門の生産計畫を直接國家から指示された五産業の責任の重大さである。鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機の五産業は、聯關産業が全機能を傾倒して生産した夫れ々の戦力物資を綜合大成して、その一つをも空費濫費してはならぬ責任を國家のみならず、聯關各産業から負はされたのである。これが商品生産であれば、資材を濫費する買手は寧ろ良い得意先として賣手から歓迎されたのであるが、戦力生産の觀念

に於ては、左様な譯には參らぬ。聯關産業が責任を以て生産した戦力を非能率に濫費するが如きことがあつては相濟まぬのである。此の意味に於て産業同列體系は國家の生産計畫を中核とする産業相互責任體系とも稱せられるかと思ふ。

産業同列體系と對立するものに、産業立體體系がある。これは諸聯關産業を以て築きあげた石垣の上に、超重點産業の天守閣が据るといふ考へ方であつて、此の體系理念に従へば、各聯關産業は國家生産計畫とは没交渉の關係に立たされる。従つて、各聯關産業に烈々たる戦力生産の氣魄を注入し得ない。やゝもすれば商品生産の低調に墮する。私は「戦力生産」の理念に鑑みて此の體系、此の考へ方を排斥する。

以上、申述べた處によつて、粗笨ながら、「供給協定」の基礎觀念を御了解願ひ得たかと思ふ。

要するに、苟も、國家の戦力生産に聯關する凡ての産業は、すべて國家計畫に直屬し、國家より直接又は間接に、夫れ々の生産目標の指示を受け、責任を以てその達成完遂に衝るものと覺悟すべきである。而して、此の場合、聯關産業に對して、生産目標を指示する手段とし

て、協力會が實施せんとするものが「供給協定」でありとするならば、聯關産業はこれをしも原料資材の入手不能或ひは勞務充足難を理由に、受託を拒否して然るべきであらうか。

現下の資材或ひは勞務の情勢より觀て、生産目標の達成は容易ならぬ事であり、従つて、「供給協定」の受諾は輕々に取扱ふ可き問題でない事は申す迄もない。しかし、産業が奮起して、各自の生産目標を達成するに非ずんば、國家戦力の増強を期し難いものたる以上、産業は「戦力生産」の大義に遵つて、責任聯關體制を確立し、進んで「供給協定」の締結を然諾すべきである。産業が生産目標の完遂を然諾するに於て、初めて、國家の超重點主義が颯然として發動するものであると私は考へて居る。若しも、産業が右顧左眄、供給協定締結の煩を厭ひ、責任生産の難さを避けんとすれば、國家は超重點主義の發動をなさんとするも、その目標を見出し得ず、その結果、國家總力の尊さ一部分は半成能力として休眠するに相違ない。私は切にそれを慮れる。

## 其の四 供給協定

### 一 協定の趣旨

供給協定の趣旨及び目的に關しては、前各項に於て、隨處に言及したのであるが、次に、協力會の發表した「協定の趣旨」を掲げる。

協力會設立の趣旨は、超重點中核産業と聯關産業との協力體制を確立し、産業界の總力を傾注して超重點産業生産増強を掩護推進するにあり。而して、聯關産業協力の具體的要件としては之が生産増強上必要なる諸條件、例へば資材、動力、燃料、輸送等の供給確保につき、中核産業と聯關産業との間に供給協定を成立せしめ、全力をあげて協定の目的達成に努力し、以て超重點生産の完遂を期せんとするものなり。素より現在の困難なる諸生産条件下においては、各産業が相互に必ずその責任を負ひ得るが如き嚴密なる供給協定を成立せしむるの困難なるは言を俟たざる所なるも、茲に煩しきを厭はず難きを忍びて敢へて協定を成立せしむる所以のものは、中核産業並聯關諸産業の超重點國策に對する積極的協力連帶の精神をその生産計畫並に實施の上に具現し、之が生産増強を碍ぐる諸要因を迅速確確に把握し、之を産業界の協

力と政府の積極的措置により、速かに解決し、以て超重點生産増強を推進すべき協力體制實施の道標たらしめんとするにあり。即ち、供給協定の趣旨は、商法上の契約の如き性質のものとは全くその趣を異にし、その目標とするところは超重點中核産業と聯關産業との生産における具體的聯關系統を明確ならしむると共に、その聯關する部分につきましては之が優先的取扱を徹底せしめ、超重點生産増強が右聯關系統の何れかの環において支障を來しつゝあるやを的確に把握すべき「非常報知機」たらしむるにあり。いま、かゝる生産上の諸障壁を具體的に検討するに、その第一は聯關産業の協力精神に基く優先的支援によりて排除し得らるゝもの、第二は超重點主義國策に基く非常強力措置の發動によりて除去し得るもの、その第三は以上の何れによりても排除し難きものゝ三種に分ち得べし。右の内、第三の障壁につきましては、生産計畫そのものゝ改訂に遡るの外打開の途なからんも、第一、第二の障壁につきましては、供給協定を中心とする官民一致の努力により必ずや打開し得べきものと信ず。

惟ふに、我が戦争經濟の現段階はすでに強度の統制經濟下にありて、嘗ての自由經濟時代に機能せし各産業相互間の毛細管的交流關係乃至有機的協力關係は、各種の法的統制により、寸断せられ居るにも拘らず、未だ之に代るべき有機的機構の創出を見るに至らざるため、計畫實施の過程に於いて各種の齟齬、結滯、矛盾等を招來し、生産増強上多大の支障を齎らしつゝあり。それ故、斯かる齟齬結滯を供給協定の實施によりて、速かに豫見又は發見し、超重點産業を中核とせる産業相互間の連帶的責任協力系統を明かに

し、以て計畫經濟段階における毛細管的機能を恢復せしむるは、此際、特に喫緊の要務と思考す。

之を要するに、今般の供給協定は、實に叙上の如き要請に應へるものなれば、その根本趣旨は、規定そのものゝ形式的側面にあるに非ずして、あくまでも、産業界の自發的連帶協力の精神と該協定の實質的運営とに重點を置き、政府の超重點國策の實施に協力せんとするものなり。

右に掲げた趣旨の内に、「各産業相互間の毛細管的交流關係」或ひは「計畫經濟段階に於ける毛細管的機能」なる文字を見受ける。これは産業相互の關係は複雑細密を極め、恰も人體毛細管が細微なる脈網を結成するに似るから名づけたものである。此の産業毛細管機能に就いては、本年一月「重産協月報」に載せた私の小論があるから、参考迄に次に掲げる。本篇前後の項と重複する點は、御諒恕を願ひ度い。

## 二 産業毛細管機能

(重産協月報所載)

甲の工場には鐵材が不足し、乙の工場には石炭が不足して、共に豫定の生産を果す事が出來ぬといふ事實に對して、發せられる非難は物資配給計畫が綜合性を缺くといふ事であつて、で

あるから、もつと計畫を一元的に綜合強化せねばならぬといふ議論が沸騰する。併し、此の場合沈思せねばならぬことは、甲工場に對する鐵材の配給計畫量、即ち割當量そのものが過少なのか、それとも割當量が正しく入荷しないのかといふ問題である。若しも假りに、割當量が過少であつたとしても、その過少なる割當量が入荷遅延のため更に減少したのでは、割當量の増加を要求する前に、先づ入荷遅延の失態を糾弾せねばならぬのである。即ち、入荷遅延が不可抗力に起因するものか、又は、入荷取扱ひの責任機關が存在せぬためなのか。急性症なのか、慢性症なのかを診斷して見なければならぬ。

然るに、此の診斷は往々にして閉却せられて、鐵材不足の病源が直ちに配給計畫そのもの、非綜合的なる事に存在するものと斷定せられ、その結果は生産擴充計畫の機構強化といふ點に議論が飛んで、いやが上にも、綜合機關を作り上げて、そこから、強烈な號令さへ掛ければ、思ふ工場へ思ふ資材の思ふ數量が送入せられる如き觀念の下に、新機構の設立要綱が作成される。

併し、私の觀る處を以てすれば、此の際の機構論は誤診である。生産擴充計畫の樹立は現在のみよして結構なのであつて、現在以上に屋上屋を架して新機構を作つたとしても、又、よしや

作りあげられた新機構が如何に巧緻細密を極めたとしても、私の豫想する處によれば生産計畫の眞の綜合的效果を擧げる事は出来ぬのである。何となれば、現状に於ける生産計畫遂行上の故障は計畫面に存することもさりながら、その多くは實施面に存するからである。否、よしや、故障が計畫面に存したとしても、實施面に於ける故障を根本的に除去するものでなければ、如何に周到細密な計畫を樹てゝも、それは打ちあげ花火の如く、一瞬にして消え去るからである。これを割當量に就て論ずれば、その多寡を論ずるよりも先づ、割當量が適時に全量入荷せられるや否やが先議されなければならぬ。入荷が不安であるから、出来るだけ多量に割當量を擱まなければ更に不安であるといふ考へ方は計畫經濟下の唾棄すべき舊思想であるが、現状に於ては、萬人割當量に不安を抱き、しかも、その入荷に信頼をおかず、生産計畫全體が不安不信の暗雲の中に漂つてゐる有様である。此の暗雲から生産計畫を脱出させずにおいて、擴充の成否遲速を彼れ是れ論ずるのは、成層圈人のする處であるかと思ふ。

茲に於て考へさせられるのは、計畫經濟下に於ける毛細管機能といふ事である。計畫經濟以前に於ては物資需給の調整適合を圖るものに問屋があり、仲介業があつた。彼等はあらゆる機



能を發揮して需給を適合させて、需給兩者の間の毛細管機能を營んでゐた。然るに、計畫經濟下に於ては物資は國家の定むる物動計畫の指示する處に従ひ、工場から工場に、戸口から戸口に配給せらるゝことが建前として考へられた。勿論其の間に〇〇會社、〇〇組合といふが如き間屋仲介者の統合體が介在してはゐるが、此の統合體の多くは物動計畫の定むる順位により適量を需要者に配給する責任體ではなく、又、責任を負ひ得る機能を具へて居らぬ。従つて、此の統合體の取扱ふ鐵材一應は飽くまでも素材一應であつて、この一應の出荷の遅延が需要先に於て如何なる機械の製作を遅らせ、更にその機械の納期遅延が使用先に於ける増産を如何に阻害するかは知察さるべくもない。斯くの如くして、資材と生産とが交流せらる可き需給適合の毛細管は寸斷の危きに瀕したのである。併しながら、如何に需給の適合が大切であるからと云つても、過去の自由な間屋仲介業の制度は今日復活さるべくもない。否、復活しようとしても、物資の現狀がこれを許さない。従つて此處に、計畫經濟的な調節機能の再建を考へねばならぬ。

此の對策として屢々提案されるのは統制會の横の連繫であるが、これも、私の所謂、毛細管的な繋がりを目標として考へられては居らぬやうである。従つて、現在の處、統制會の横の連繫は相互共存の血液循環といふ生理的な作用とは餘程縁遠いものであつて、況んや、統制會と統制會との間を毛細管で連絡しようなどとは考へられて居らぬ。今の所、統制會の横の連繫は血液循環原理の發見以前のものである。

血液循環の原理は千六百二十八年ハーヴェーが發表する迄、千五百年間未知未解の内に埋もれてゐたので、それまでは、ガレンの心臟説が傳統されてゐたのである。ガレンに據れば、肝臟が血管系の中心であつて、食べた食物は肝臟に運ばれて、或る神祕な方法で「自然靈氣」といふ神祕な物質に變化する。そして、血液は此の「自然靈氣」を含んで肝臟から流れ出て全身に「靈氣」を運ぶのであるが、この場合血液は靜かに血管の中を往來して居るものと信ぜられてゐたのである。この妄説がハーヴェーにより打ち破られ茲に初めて千五百年の盲信から覺醒させられたのであるが、ハーヴェーと雖も血液がどうして動脈から靜脈に移り行くかは究明し得ず、彼れの死後四年にしてイタリアのマルピギイによつて毛細管の存在及機能が發見された。

申上げるまでもなく、血液循環の理と云ひ、毛細管の發見と云つても、それらは無から有を

生じたのではなく、隠れ潜んで居たものを発見したと云ふに過ぎない。ハーヴェー以前に於ても悠人の昔より体内では血液が毛細管を通じて循環して居たのである。それにも不拘、血液循環の理が肯認されなかつたばかりに、如何なる弊害を人體に及ぼしたかと云ふと、疾病に関する観察、治療に對する見解が今日から觀れば荒唐無稽と思はれる程に愚謬を極めてゐたのである。即ち、ハーヴェー以前に於ては、一定量の血液が体内を循環せず、且つ、血液はあとからあとから出来るものと信ぜられて居たから、やゝもすれば血液は体内に滯溜して、それが原因となつて、百病が発生するものと断定された。所謂「凡そ諸病の起るは皆氣血の壅滯して宣通することを得ざるに因る」である。従つて、氣血の壅滯を宣通する爲めに刺鍼瀉血の法が旺んに行はれた。甚だしい例は、歐羅巴では結核患者が咯血をすると、それは体内の血液が多量に過ぎた結果であるとして、無残にも瀉血療法を用ひて、なげなしの血液を絞り取つたのである。

しかし、血液循環の理を辨へなかつた爲めに、戦慄すべき瀉血療法が流行したとしても、人類はそれが爲めに剿滅する事はなかつた。毛細管の存在が知られなかつたとしても我々の祖先

は生々脈々たる血液を五體に漲らせて今日の日本を築きあげたのであるが、若しも計畫經濟が私の憂ふるが如く、需給聯關の毛細管を打切つたとすると、産業は脱疽病に陥つて了ふ事となる。一大事である。産業脱疽病の徴候は何かと云ふと、曰く半成企業、曰く半製品であつて、これ等は悉く産業相互間の毛細管が正しく分布されぬ爲めに生じた病症狀である。

問者あらん「それなら今日迄どうして生産擴充が實現したのか」と。私は石炭以外の諸産業に就いて過去の生産擴充の實績を詳悉しないが故に、明確に此の反問に答へ得ないが、産業がなん等かの形に於て貯藏してゐた手持資材が毛細管の斷絶を補つて重要な役目を果してをった事は確かに有力な答辯の一つたるに相違ないと思つて居る。此の意味に於て「手持ち資材」は過去に於ける生産擴充の隠れたる功勞者なのであるが、それと同時に、物動計畫と生産擴充とを遊離させた點に於ては、産業の獅子身中の虫なのである。

さて、今日の産業が私の診断の如くに脱疽病に罹つたとすると、血液循環説によつて瀉血療法が退散したやうな簡易な解決を期待する事は出来ない。何となれば産業の毛細管は人體の毛細管とは違つて自然的復生を許されず、殊に計畫經濟下に於ては猶更の事であるからである。

しかし、如何に計畫經濟が周密細微に組み立てられたとしても、その計畫が計畫通りに實行遂行されるためには資材原料だけの面から觀ても、資材原料を計畫の命ずる儘に移行せしむる毛細管が産業と産業との間に組成され、一産業は他産業から毛細管引力によつて資材原料を吸引するやうな機構が八重十文字に組み立てられねばならぬ。

私は確信する。生産増強とは物資原料の活潑なる循環である。若しも資材原料が寡少ならば、それだけ、循環を早くせぬと生産は増強せぬ。乏しきを憂へず、滞るを憂ふといふ格言に對しても若し産業界が双手を舉げて賛成してくれるならば、残る問題は、如何にして毛細管を編み上げるかの相談だけである。これは少々面倒な仕事であるが、餘り困難ではない。何にせよ生産増強は粗豪な號令や、景氣の好い掛け聲だけでは効果を收め難いのであつて、黙々として毛細管の編成に努める事に實に生産増強の眞の解決の途が存するのである。網をすく漁夫は沈黙を守る。我等は靜かに産業連繫の網をすかねばならぬのである。私はこの「網すき」を「毛細管運動」と名づけて産業界に提唱したいと思ふのである。

若しも各統制會の間に緊密な毛細管機構が組成せらるれば一物資の入手遅延による故障は直

ちに相手方統制會に反映される事となる。即ち一方でスイッチを押せば一方に赤ランプが點ぜられる事になる。恐らく現状に於ては、赤ランプは百燈も二百燈も點ぜられる事であらうが、此の赤ランプが何時迄も消えずに居たのでは、夫れだけ生産擴充は豫定を遅らせる事になる。これを物動計畫の面に就いて申すならば、當初の計畫の遺漏、實施の齟齬が一つも剩さず赤ランプとなつて不吉な光を放つものである。

斯く申すと、私の唱ふる毛細管機構は恰も故障通報器の如き感がするかも知れぬが、實の處は故障通報器の役目を果し得るならば、それで第一目的は達成し得たのである。何となれば、現在の生産擴充は一面から見ればあらゆる悪條件の克服事業だと思はねばならぬのであつて、一切の資材が準備され必要な勞力が用意されて然る後着手するといふが如き安易な仕事でない事は云ふ迄もない。初めからエンコ轉覆は覺悟の上の自動車旅行なのであるが、此の旅行隊の相互の間に救援助力が遲滞なく行はれる事になつておれば、故障の突發を制して、生産増強の峻坂をも突破し得るのである。斯くの如き意味に於て、故障通報器は缺くべからざるものであつて、それには、スイッチを押せば、一方に赤ランプが點ぜられるやうな配線工事が施されなければならぬ。

私は確信する。統制會の育成強化といふ問題が頻りに論ぜられるが、統制會は各個が特立の姿に於ては斷じて強化されるものではない。産業は切つても切れぬ繋がりが短冊であるが如く、各統制會も連鎖の一環である。そして此の連鎖を強く緊く結ぶものは、協議會、委員會或ひは懇談會等の會合ではなく、千五百年も發見し得なかつた毛細管のやうな精緻な編結でなければならぬ。

然らば調整適合の毛細管は、統制會相互間だけで充分なのかと云ふと、斷じて然らず、國家と統制會との間は勿論、統制會と傘下企業との間にも組成されねばならぬ事は申す迄もない。既往に於て、此等諸機構の間に毛細管が組成されなかつた事は如何にも残念な事ではあるが、生産の血液は循環せずとも増産は出來ると誤認した事には、これ又相常の理由が存するのである。併し今はその誤認の許さるべき時ではない。否、過去の誤認を許して置く程に諸般の情勢は安易なものではない。

我々は生産増強に湧き立つ血潮を胸奥に收め、水の如き沈着を持して、靜かに毛細管の組成に従事せねばならぬのである。

終りに、私の所謂「毛細管運動」が物動計畫の整備運用に大いに役立つ事に就いて簡単に申述べたい。

平和時代の物動計畫ならいざ知らず戦争遂行の途上に於ける物動計畫は設定の當初に如何に緻密な用意を重ねたとしても各産業に亘り各資材原料に就いて遺漏なき誤算なき數字を盛る事は不可能である。各統制會がそれらの産業知識を傾けてこれに參畫しても、完全なる第一案すら設定する事は恐らく不可能であつて、況んや、設定以後の事情の變化は餘儀なき變更を第一案に加へるのであるから、原案設定に可及的な慎重な用意を施す事は勿論必要であるが、それだけに頼つて萬全を希求する事は賢明の策ではないと思ふ。恐らく何人も右様の樂觀をせぬであらうが、然らば、原案實施の場合の變動に備へて如何なる方策が講ぜられて居るかと云ふと、乍遺憾どうも具體的方策が樹立されて居らぬやうである。製品物動計畫も此の場合の具體的方策として十全のものではないのである。

然らば如何なる方策が考へられるかと云ふと、各産業の間に、統制會の間に、緊密な毛細管組織を作つて、資材原料の動きが責任を以て遂行されて居るか、その実績が計畫に對して如何なる數字を示すかと敏速に明白に照し出されるやうにせねばならぬのである。斯くする事によ

つて、物動計畫設定當初の齟齬も、設定以後の遂行障礙も如實に物動計畫に反映され、其處に修正すべきものは修正され、補足されるべきものは補足される。物動計畫は産業のこの毛細管機能を具備せねば計畫自體の實現を期する事は出来ないものと私は心得るし、各産業統制會も此の毛細管機能を完備しなくては物動計畫參畫の資格はないものと考へるのである。此の考へ方は統制會ばかりでなく、統制會所屬の企業に就いても同様なのであつて、企業に割當てられた資材を入手することは権利でもあるが、同時に義務でもあるといふ觀念に徹しなければ、統制會と企業との間には毛細管は組成されぬのである。

これを要するに、物動計畫は頭腦であり、産業は手足である。その手足が毛細管のないがために冷え切つては、生産増強計畫の軀體は潑刺たる動きを續けることは出来ぬ。生産増強は冷靜なる頭腦と熱血の手足とを具へた所謂「頭寒足熱」の健康體でなければならぬ。手足が冷えれば逆上する虞れがある。産業人は御同様深く慮る處あつて底力のある生産増強に邁進する處がなくはならぬと考へる。

### 三 實施要綱

「供給協定」の實施要綱として、協力會設立準備委員會が略定したものは左の通りである。

#### 實施要綱

##### 一、協定ノ申込

超重點産業ニ指定セラレタル産業ハ、國家ノ要望スル生産計畫ノ實施ニ必要ナル要件（原料、資料、機械、動力、燃料、食糧、輸送等）ノ適量ヲ適時ニ取得スル爲メ、聯關産業統制會又ハ團體等（以下聯關産業ト稱ス）ニ對シ、仕様納期等ヲ明示シテ供給協定ノ申込ヲナスコト

##### 二、協定ノ期間

供給協定ハ、之ヲ年間協定ト四半期協定トニ分チ、需要産業側ヨリ夫々當該期間ニオケル生産物資ノ供給確保方ヲ申入ルルコト

##### 三、協定ノ締結

聯關産業ハ、前項ノ申込ミニ對シ、生産機能ヲ擧ゲテ之ガ引續ケヲナス計畫ノ下ニ、供給協定ヲ爲スベ

キコト

聯關産業ハ、前段ノ趣旨ニ準ジ、夫々他ノ聯關産業（鐵鋼、石炭、輕金屬ヲ含ム）ヲシテ供給協定ヲ爲サシメ、斯クシテ全聯關産業ニ亙リ、超重點生産計畫ニ必要ナル諸要件ヲ確保スルコト

聯關産業ガ他ノ聯關産業ト供給協定ヲ爲スニ當リテハ、必要ニ應ジ、其ノ都度協定申出内容ヲ明示シテ、該協定が超重點産業ノ要求スルトコロタル旨ヲ明カニスルコト

四、政府ヘノ報告

供給協定が成立シ又變更セラルル場合ハ當該兩産業ニ於テ之ヲ政府ニ報告スルコト

五、協定ノ實施

(イ) 供給協定ヲナシタル産業ハ、責任ヲ以テ當該物資ノ生産並供給實施ニ盡力シ、其ノ關聯スル部面ニ於テ優先的取扱ヒヲナシ、以テ超重點産業生産計畫ノ完遂ニ協力スルコト

(ロ) 供給協定ノ實施ヲ妨グル事項ノ發生ニ就キテハ、聯關産業ハ、速カニ之ヲ相手方ニ豫告シテ、超重點産業協力ノ下ニ、重點國策ノ徹底ヲ期スルコト

六、超重點政策貫徹上ノ處置

本協定ノ成立又ハ實施ニ當リ、超重點方針ニ基ク強力措置ヲ必要トスル場合ハ、當該兩産業之ヲ政府ニ申出デ、政府ハ遲滯ナク之ヲ解決シテ、超重點産業ニ課セラレタル計畫ヲ完遂セシムルコト

附 記

(1) 十八年度ノ供給協定ノ締結ニ當リテハ、既手配高ノ取扱ニ就キテ之ヲ考慮シ置クコト

(2) 供給協定ニ基ク資材等ノ配給ニツキテハ、其ノ割當證明書等ニ關シ、優先的取扱ヲナシ得ルガ如キ措置ヲ、政府ニ於テ講ズベキコト。  
以上

右に掲げた實施要綱は、協定の梗概を記したもので、やがて、協力會としても、修補すべきであり、又、その解説も必要の場合には協力會より發表されるべきであらうが、次に私として、一二解説めいたものを記して置く。

#### イ、協定申込の數量

實施要綱には、供給協定申込の場合の數量を「適量」としてあるが、これは所謂物動物資については「物動計畫に於て決定されたる數量、又は物動計畫に基き所管官廳が決定せる割當數量の範囲内」と當然解釋すべきであると考えらる。

物動計畫に計上せられざる物資又は配給統制を受けざる物資に就いて供給協定を申込む場合は、主として相手方團體との協議によつて數量を決定すべきであらうが、此の場合、協力會と

しても必要に應じ五生産部門間において協議し内部的連繫をとるべきである。

ロ、協定申込の條件

実施要綱に「仕様納期等ヲ明示シテ協定ノ申込ヲナスコト」とある。仕様納期は申込條件として重要なものであるが、この外に、申込團體は必ず

所屬企業別（工場事業場別）の所要數量を重點生産の見地より慎重に査定して、供給側團體に申込み

ことが最も緊要である。申込團體が自己に割當てられたる物動計畫數量を如何に超重點生産に活用するかは、右の「企業別數量査定」の適否によつて決定されると云ふ可きであらう。

猶、申込條件として、希望品種、希望製造者を掲げて、供給側團體と協議する事も必要に應じてなされる可きであらう。

ハ、供給協定と個別契約

供給協定は團體間に於ける責任協定であつて、代金の受授は團體間には行はぬのを原則とする。従つて、實際の賣買契約は需給兩團體に所屬する企業が供給協定の定むる處に従つて締結すべきである。例へば、鐵鋼統制會が石炭統制會との間に鋼材の供給協定を締結するが、個別

契約は鐵鋼統制會所屬の配給機關（或ひは製造業者）と炭礦との間に締結され、代金決済は此の兩者の間に行はるべきである。此の場合、甲なる炭礦が個別契約を締結すべき相手方は鐵鋼統制會が供給協定を受諾する際、石炭統制會に對して指示すべきであらう。

ニ、供給協定の受諾

供給側團體が協定の申込を受けた場合は、申込條件を審査し、若しも引請困難なる條件があれば、申込團體と協議して、適當なる解決を遂げた上で、協定を受諾すべきである。此の事は、本章（一）「協定の趣旨」に

今、カ、ル生産上ノ諸障礙ヲ具體的ニ檢討スルニ、ソノ第一ハ聯關産業ノ協力精神ニ基ク優先的支援ニヨリ排除シ得ルモノ、第二ハ超重點主義國策ニ基ク非常強力措置ノ發動ニヨリテ除去シ得ルモノ、第三ハ以上ノ何レニヨリテモ排除シ難キモノ、三種ニ分チ得ベシ

右ノ内、第三ノ障礙ニツキテハ、生産計畫ソノモノ、改訂ニ溯ルノ外打開ノ途ナカランモノ、第一、第二ノ障礙ニツキテハ、供給協定ヲ中心トセル官民一致ノ努力ニヨリ必ズヤ打開シ得ベキモノト信ス

とあるが、各種各様の障礙は、供給協定の締結に當つて早くも出現するに相違ない。此の障礙

を出來得る限り生産計畫の改訂に迄波及させずに、如何に解決すべきかは、産業の種類によつて、大いに趣を異にするであらうが、飽く迄も「戦力生産」の主旨に則り、供給協定の締結に當つて、先づ適當なる處理を必要とするのである。

#### ホ、供給協定の聯結

供給協定は趣旨として、一産業團體の申込に端を發して、次ぎから次ぎへと聯結する。此の場合、第三次第四次と協定が進むに伴つて、超重點計畫との聯結が、ぼやけて來て、申込を受けた團體は果して、その申込が超重點計畫に發端するものなりや否やを判別し難い場合も想像される。「実施要綱」第三項末段に於て、「聯關産業が他ノ聯關産業ト供給協定ヲ爲スニ當ツテハ、必要ニ應ジ、其ノ都度協定申込内容ヲ明示シテ、該協定ガ超重點産業ノ要スルトコトヲ明カニスルコト」とあるのは、かゝる場合を慮つた爲であつて、必要によつては、超重點産業が協定申込の身許證明をもしよう云ふのである。

#### ヘ、協定の實施

#### 實施要綱第五項(イ)に

供給協定ヲナシタル産業ハ、責任ヲ以テ當該物資ノ生産並供給實施ニ盡カシ、其ノ關聯スル部分ニ於テ優

先的取扱ヒヲナシ、以テ超重點産業生産計畫ノ完遂ニ協力スルコト

とある通りに、協定實施に當つては、原則として、定められた物動計畫數量の範圍内に於て所要資材を獲得し、これによつて生産された物資を優先的に協定先に提供すべきであつて、強力措置の發動は、かくの如き優先的協力によつても、猶實施不可能の場合に限ることとし、吳々も超重點主義便乗の弊に陥らぬやうに注意せねばならぬ。「供給協定」の締結を以て恰も超重點主義の關所の手形を貰つたやうに思ひ、これによつて、既定の物動數量以外に、瘤をつけて貰へると考へるのは大きな間違である。

以上、云はでもの事のみであるが、何かの參考と心得て書き添へた。要するに、「供給協定」は規則ではなく、産業の精神的協約であるので、若しも、「供給協定」上の責任不履行に對し、制裁條項を附さうとすれば、その悉くが、不可抗力に基く免責條項によつて、責任解除となると思はれる程、生産の現状は障礙に取り圍まれて居るのである。故に、協定規約を如何に整備しても、産業が國家の急に殉ずるの意念に燃えなければ、それは死語空文に等しいと云はざるを得まい。繰返して申すが、「供給協定」は産業が戦力生産を完遂せんとする連帶責任



の觀念を基調とするものである。

#### 四 論評の二三

協力會が「供給協定」を發表した後、私の耳に入つた二三の論評に對して、重複を顧みず、次に卑見を記して、今後の垂教を仰ぐ料とする。

##### 論評の一

供給協定の趣旨は現在でも主要産業の間には實行されて居る。それを全聯關産業に及ぼさうとするのは不可能である。よしや、可能としても急場の間にはぬ。宜しく現状に満足す可きであるとの意見。

この意見は多く、生産の實態に通ぜざる人の間に聽かれるが、例へば機械は完製しても、筵、繩、木材等の荷造り材料不足の爲に發送が出来ぬといふのが生産の現状なのであるから、如何に面倒でも、薬工品、木材に迄、聯關の手を伸ばさなくては、折角の機械生産は戦力生産とはならぬ。これをしも急場の間にはなんと云つて現状を見送つたのでは、いつまでたつても打開出来る譯がない。戦争の切迫した要求に應へるためにこそ、かやうな聯關の手を伸ばさなければ

ばならないのである。況んや面倒を厭ふて供給協定を否定するのは、生産そのものを否定するに等しいかと考へる。

##### 論評の二

生産は複雑微妙の機構によつて行はれて居る、その處へ、「供給協定」を持ち出して、産業相互の關係を強いて、聯關の型に嵌めようとする、却つて、局部的硬化症狀を發生させはせぬかとの意見。

生産の機構が複雑微妙である事は同感であるが、問題は、生産の現状が複雑微妙性を發揮してうまく行つて居るか否かの點である。私の觀る處では、生産をこのまゝ推移すれば半身不隨の病症狀に陥る恐れがあるから、「供給協定」によつて血液を循環させようとするのである。假りに一步を譲つて「供給協定」の實施が生産の現状に或る苦痛を與へたとしても、それは、骨折部を整復するの痛みで、産業癒合の爲めには忍ばならぬ苦痛なのではあるまいか。

##### 論評の三

「供給協定」によつて自動的に物資を交流させようなどは夢想も亦甚だしい。物資の交流は産業の努力と工夫に俟つ可きものが多いとの意見。

##### 論評の四

超重點主義國策が決定された以上、超重點生産部門はあらゆる自由を許されたのであるから、それ以上、「供給協定」などは不用であるとの意見、

右の兩意見に關しては、次節に於て申述べる事とする。此の外に、未だ私の耳に達せぬ意見は多々あらうが、要するに、論評の多くは、「供給協定」の狙ひが餘りに廣範且つ細密な爲めに、其處に、實施上の不安を抱かれて居るやうである。

しかし、「供給協定」は決して、最初から、及びもつかぬ大それた野望を抱いては居らぬ。全聯關産業を「協定」の網で蔽はねばならぬとは考へて居らぬし、又、「供給協定」は全聯關産業を網羅せねば效用を發揚せぬものでは斷じてない。一協定を締結すれば一協定だけの効果を收め得るし、二協定を成立すれば二協定だけの成績を期待出来るのであるから、協力會としても、此點に注意して、協定の締結に漸進する用意を整へて居るのである。

## 其の五 供給協定の信號機能

### 一 障礙の發見

「協力會」發表の趣意書に於て御覽の通りに「供給協定」を以て、生産實施の過程に於ける各種の故障を豫見又は發見する「非常報告機」たらしむる點が特筆されて居る。私も亦、前掲の産業毛細管機能論に於て、「赤ランプ」説を強調して置いたから、再び茲に「供給協定の信號機能」を反覆して申上ぐる要もないと思ふが、ともすれば、「供給協定」に對して、次に掲げるやうな議論が行はれて居るので、その反駁かたぐ、此の一項を起す事にした。

「供給協定」に對する一つの反對論は、

産業間の物資の交流を「供給協定」によつて、自動的に行はうとするのは、無理も亦甚だしい。物資の交流は規則づくめの「供給協定」などによつて、自動的に行はれるやうな生易しいものではなく、産業個々の努力と工夫によつて初めて、目的を果し得るものである。

といふのである。今一つの議論は、これとは全く反対に、

「供給協定」が実施運用されるれば、超重點生産に関する限り、原料資材は易々として入手出来る。

といふ木戸御免論である。両者は全く趣きを異にした議論であつて、しかも、正鵠を失した點に於て、その揆を一にして居る。

協力會が此度「供給協定」を実施せんとするのは、これによつて、自働的に物資の交流を圖らうなど、しかく、安易に今日の物資配給状態を考へては居らぬ。況んや、この手段を講ずれば、超重點聯關産業に神通力が授けられて、所要の資材を自由に吸引出来るなどとは毫頭考へては居らぬ。左様な樂觀氣分を持たぬのみか、今日の物資狀況は假令産業個々の努力工夫を極度に發揮させ得たとしても、又、國家が超重點主義を活用しようとしても、それですら、計畫通りの入手は困難であると言へ覺悟して居るのである。然らば、何を目的に「供給協定」を実施するかと云へば、

今日の生産資材配給計畫は、計畫として出來得る限り完全を期するのは勿論であるが、それと併行して配給滞滯の故障を逸早く發見又は豫見して、これが對應策を急速に講ずる事にせねばならぬ。しかし、故障を發見するにしても、それは、産業個々の努力に一任して置かず

に、苟も、超重點生産に関する限りは、組織的な故障發見信號を考へる必要がある。此の信號の機能を果さんとするのが「供給協定」なのである。

「供給協定」が生産資材配給の危険信號たり得る理由は簡單であつて、假りに、「供給協定」によつて、産業間に納期が約束されたとなれば、それは、資材受渡しの時間表が作成された事になる。一旦、時間表が作成されれば、當然の結果として、遅發も延着も判明する。否、遅發、延着の前に、故障の原因が豫見される。さすれば、供給側の産業は遲滯なくこれを需要側の産業に傳へて、相與に應急策を講じ、進んでは、國家に對して、超重點主義の發動を求め得ることになるのである。

## 二 卸なし作業衣の例

生産障礙の排除の最後的手段としては、國家の強力權發動に俟つ可きであるが、既に述べたやうに、産業としては、國家の強權發動を求める前に、自力的に出來得る限りの方法を講じて、障礙の排除に努めねばならない。若しも、原料資材勞力の不足の結果當然變更せらる可き

製品の規格が需給兩産業の間に連絡が充分でない爲に、依然として、舊套を追ひ、切實なる戦時規格の實現を遅らせ、それが障礙となつて、製品の受渡しが遅延するやうな事があつては、産業として自力的な障害排除に専心したものは稱し難いのである。

茲に、假りに作業衣の例を設けて、私の想定を説明して見よう。

作業衣の工程は大體に於て、原反織布、染色、釦製造、加工の四階梯に分れるが、折角の原反が製造を完了し、加工には充分の餘力があつても、染色又は釦が間に合はぬ爲めに最後の納品が遅れる場合がある。需要産業側では何が原因で納期が遅れたのか事情は判らず、唯漫然と納入を待つて居る。加工側では作業衣の裁縫は終つたが釦が來ぬ爲、釦のない作業衣の納入出來ぬ事を當然以上の當然と心得て、工場の隅に釦なしの作業衣を積んで、これも漫然と釦の着荷を待つてゐる。此の時需要産業の事業場では勞務者は最早、つぎは、ぎの餘地もない迄に綴ぢ繕つた作業衣の胸に几帳面に五個の釦を掛けて就業して居たとしたら、これは笑ふに笑へぬ喜劇ではなからうか。

若しも、此の場合、需給兩産業の間に事情が疏通してあつたならば、作業衣は釦なしのまま、

受入れられ、事業場に送られて、勞務者の家庭に於て、古服の釦が新調服に縫ひつけられて、天晴れお役に立つ事であらう。或ひは又、釦の代りに細紐つきの作業衣が兩産業の間に臨機協定されて、敏速な受渡し完了されたであらう。又假りに、染色工場に於ける染料不足の爲めに納期が遅れるといふ實情が遅滞なく需要産業に通告されたならば、恐らく白地のまゝの作業衣でも欣んで需要産業は受入れて、事業場の窮迫を救ふ事であらう。作業衣が青くなければ、釦がつかねば、着用出來ぬ筈はないのである。青色で釦つきでなければならぬといふのは物資豊かなりし時代の慣行であつて、若しも今日の時世に於て、釦が無いだけの理由の下に作業衣が送り出されぬといふ實情を現場の勞務者が知つたならば啞然として彼等は増産の鶴嘴を地に投ずるであらう。

右は私の架想の引用であるが、假りに、斯かる喜劇が産業界の到る處で演ぜられるとしたならば、それは全く各産業の間に實情疏通の脈絡が断たれ、納期遅延の障礙排除に對して相互協力の途が閉ざされて居るが爲である。他の言葉を以て申さば、需要側の窮迫事情が全然供給側に通ぜぬが爲めである。若しも世が自由經濟時代であるならば、買手の窮迫は賣手が乗ず可き絶好の隙なのであるが、現在に於ける需要側の窮迫は、國家生産計畫の澁滞の因なのである。供

給側がこれをしも不關焉の態度を以て看過する筈はないのであるが、現在の如き危険信號の設備されぬ状態に在つては、往々にして、未解決の儘、往後日を送る事がないと云へぬ。恐る可きである。

私は前述の信號機能を非常に高く評價して居るものである。實の處を申すと、供給協定の狙ひたる産業連繫の機能は信號機能によつて育成強化されるものだと考へて居る。それといふのは、産業界の現状は相互の間に連絡疏通の軌條を布くべく餘りにも岩石磊々たる荒野なのであるから、これが路面工事の完成を俟つて、軌條を敷設しようとするれば、いつの日にも全通を見る事か判らぬ。斯かる呑氣な事は現状の許さぬ處であるから、枕木も置かずに軌條を敷設する臨機應變の手段を講じて、脱線轉覆は覺悟の上で此の軌條の上に戦力生産の列車を運轉させねばならぬ。但し、軌道には必ず危険信號を設置する必要がある。定時定刻に運轉する鐵道にも危険信號があるのに、それとは比較にならぬ複雑交錯した生産の軌道に危険信號が設置されぬのは餘りにも大膽ではあるまいか。

## 其の六 供給協定と價格肅正

### 一 怖るべき闇取引

「供給協定」の締結に當つては、恐らく數量と納期が必要な條件となり、價格の點は或ひは空白のまま調印せらるゝ事が豫想される。價格公定制の今日に於て、價格は産業間の任意の協定條件ではないからである。しかし、價格が「供給協定」の面のみに於て、公定の數字を表示したとしても、裏面に於て、闇取引が横行し、闇相場が跳梁するやうな事があつては、遺憾千萬である。「供給協定」上の價格には絶対に闇を許すべきではなく、取引方法にも闇が纏綿してはならぬ。價格が公定値段でありながら受入數量の檢定に或る手心が加へられ、その結果が闇取引となる實例は幾度も耳にする處であるが、苟くも、産業團體が責任を以て締結する供給協定に於て、かゝる違法の取引が是認さるべき筈はないのである。

まことに、價格が適正ならざるが爲に、闇相場によつて、辛くも、生産を維持して行くやう

な事があつては、産業精神は鬱屈として伸びる譯には行かぬ。闇取引によつて國家の生産計畫が遂行されるとすれば、それは産業の不面目のみならず、國家の恥辱である。闇取引は生産を頽廢さすばかりでなく、一國の道義心を痲痺させ、萬人をして免れて耻なき徒に墮落さすものである。若しも、現状のまゝで、個人の生活も、企業の運営も、闇取引の痲藥を常用するならば、日本全體は怖るべき闇中毒症に冒されて、慘苦苛烈たるべき今後の難局を打開する力を喪ふ事であらう。私は經濟上の問題としてよりも、道義的な問題として、闇取引の痛苦を怖れざるを得ない。

## 二 代替價格と限界效用價格

斯くの如く、闇相場は絶対にその存在を許し難いものであるが、其の代表的なものは、代替價格と限界效用價格（以下略して限界價格といふ）との二つの姿に於て暗躍する場合ではないかと考へる。

代替價格とは、甲の公定價格と乙の公定價格との不均衡の隙に生ずる闇相場である。假りに一例を米にとれば、米價と他の食料品價格との不均衡から米の代替價格が生れるといふ場合で

あつて、此の種の闇相場は多く生活物資の上に現れるが、生産資材の場合には代替價格に代つて、限界價格が闇相場の源流をなすやうである。

限界價格は説明する迄もなく、限界效用價值から割り出された價格であつて、高價な電氣機械が少量の電銅線の不足の爲めに完成されずに半製品として轉がつて居る場合には、製造者は限界效用價値的な値段で不足の電銅線を購入しようとする。背に腹は換へられぬといふ窮狀は察せられるが、闇相場であることは免れない。而して、或る一工場が闇相場で電銅線を仕入れると、此の闇相場が基準となつて、次ぎの工場が闇をやる場合は、相場が更に昂騰して闇は一層濃厚となる。隱密であるべき闇値段が闇市場に流布傳播する速度は實に驚くべきもので、悪事千里でなく、まさに闇千里である。

闇が漸次深刻となると、私の所謂限界價格から脱線した悪性のもも出現して來るが、産業界の闇相場は大體に於て其の起源を限界價格に發すると稱してよいかと思ふ。

## 三 資材の量的障礙

右の限界価格は何が故に發生するかと云へば、資材の適量が適時に入手出来ぬからである。と云つても、不生産的な用途に資材が不足したからとて、其處に、情狀を酌量すべき限界價値を認める事は出来ないが、國家が計畫した戦力生産の場面に於て、資材の量的障礙の爲めに、産業が危きを冒して、限界價格を行使するが如き事があつては、産業のみならず、國家の不面目である。而して、「供給協定」は尠くとも、超重點生産の部門に於ては、資材の量的障礙を排除して、限界價格の横行を根絶なす事を目的として居るのである。しかしながら、「供給協定」が闇相場取引の根絶を狙つた處で、唯單に、産業團體間の協約を振り翳したゞけでは、到底所期の目的を遂げる事は覺束ない。闇相場の因つて發生する所以をよく取調べて、夫れ夫れ適當の對症療法や根治策を「供給協定」の内に盛り込まねばならない。それには先づ、資材の「量的障礙」を剖判して見る必要があるので、次に、甚だ幼稚なる分類を掲げる。

資材の量的障礙

相對的障礙

- (一) 配給上の缺陷に因るもの
  - (イ) 産業團體に於てその缺陷を是正し得るもの
  - (ロ) 超重點國策の發動に依り是正し得るもの
- (二) 價格の不適正に因るもの
  - (ハ) 産業團體に於て價格を改訂し得るもの
  - (ニ) 國家の改訂を俟つ可きもの

絶對的障礙—(三) 絶對量の不足に因るもの

- (ホ) 増産又は減産防止を必要とするもの
- (ヘ) 代用品を必要とするもの

扱、右の各種障礙の内、最も多く頻發するものは、相對的障礙の内の「配給上の缺陷」である。物動計畫の割當は四半期を單位期間とするが、生産用資材の配給は月の上旬下旬を争ひ、甚だしきは一日二日を争ふ。茲に於て一定量の資材が割當られた場合に於ても、配給順位の先後が、事實に於ては、量的障礙の原因となり、買手は優先的な配給の順位を占めようと狂奔する。しかるに、配給順位の先後は配給業者の手心一つで、格別の面倒もなく、容易に決定されるから、此の間に最も多く不正が行はれる。闇取引の最も類型的なものがこれである。しかし、此の種の闇取引は、配給の順位が嚴定され、配給納期の責任が明確となれば、自ら影を潜む可きものなのであつて、これには是非共、産業相互間に嚴格な協定を成立せしめ、手心や斟酌の介在する餘地のないやうに、責任納期制度を確立せしめなければならぬ。「供給協定」の狙ひの一つが此處に存する事は重ねて説明の要はないのであつて、斯くして「配給上の缺陷」が是正されば、闇取引の減退は蓋し尠少ならざるものがあらう。

次に「價格の不適正」に因る障礙であるが、私は(ハ)に於て、或る資材の或る寸法物が價格

の割安なる爲に、生産を阻まれ、量的障礙を往々にして招く場合を想定したのである。割安の爲に必要な品種を生産せぬのは怪しからぬといふ批難もさる事ながら、そんな値段を設定したのも怪しからぬ事はない。しかしながら、若しも、産業間が「供給協定」によつて、緊密に連絡されれば、此の種の量的障礙は最も容易に其の原因が発見され、従つて、寸法別價格の改訂が實施されるのである。

右は一資材の或る寸法物の價格改訂の場合であるが、一資材の基準價格が適正でない爲に、生産が阻まれ、量的障礙が発生するとなると、解決は面倒である。この場合は、絶對的障礙の（ホ）即ち、増産又は減産防止を必要とする場合と、近似し、時には同一の症狀を呈する。申す迄もなく、低物價方針と生産増強の相剋が此の場合の障礙の中心である。しかし、生産資材の低物價方針と生産増強との相剋問題は、既に論議の時代を脱して、解決の域に入つたものゝやうに思はれる。今日此の危局に際して、國家の興亡が賭せられる時に、生産資材の價格不適正の爲めに供給が阻止され、戦力生産が行間へるなど申す事は絶對にあり得ず、特別行政措置の強権は疑ひもなく、此の解決に向つて發動す可き筈である。斯く確信するが故に、私は「絶對的障礙」の排除に就いては多くを語らぬ事とする。産業は所要資材原料の増産か代用品か、此

の二途のいづれかに、解決の光明を認めて、唯、自己の生産増強に邁進すべきである。

しかし、茲で申上げて置きたいのは、既往に於ては、量的障礙中、絶對的なるものと相對的なるものが、紛雜交亂して、兩者の別が判然とせず、その結果、障礙排除の對策が適切に講ぜられなかつたといふ事である。量的障礙が果して、配給の缺陷に因るや、その他の原因に基くや、明別し得なかつた爲めに、需要者は五里霧中に彷徨し、その結果、開相場を偶發せしめた事例は尠くない。しかし、若しも「供給協定」の締結によつて、配給上の缺陷が除去されるならば、その一角だけでも、開相場が退治される。更に、産業間の緊密連繫によつて、價格の改訂が實現するならば、量的障礙は絶對的原因だけに壓縮されて來る。それだけでも、開相場は影を潜めて、生産は明朝の姿に復するのではないかと考へる。



## 其の七 供給協定と適品主義

### 一 資材の質的障礙

日本經濟聯盟會は、過般時局對策委員會に於て、低物價生産増強對策の一つとして、「優良品増産により物價惡循環を防遏すべき」を建議し、又、優良品生産、粗惡品防止の實行手段として

- 一 目的とする生産財の原料配給を需要團體に割當て、需要團體は割當てられたる原料切符を以て、品種、品質、納期等を條件として供給産業團體と契約する
  - 二 特に優秀なる製品を供給する生産者に對しては、特殊價格その他の獎勵方法により助成の措置を講ずる。
- の方策を提案した。

生産財の品質低下は需要産業の能率及び生産原價に惡影響を及ぼすが故に、これを防止せん

が爲めには、需要産業は買入値を引上げても優良品を使用した方が利益であつて、此の場合、生産財の價格引上げは惡循環高を招來するものでないといふ議論は或る限度に於て首肯されるべきものである。而して、優良品生産の具體案として右委員會が提唱する「需給兩産業間の團體契約」は、「供給契約」とその構想を等しくするものと云ふ可きであるが、唯、異なる點は、右委員會は、團體契約を特に優良品生産の手段に限局したるに對して、「供給協定」は全面的に各産業の生産責任を量的にも質的にも當該産業團體に持たしめんとするに在る。

扱、生産資材の品質低下は、前節の量的障礙と對比して、これを「質的障礙」と稱すべきである。「質的障礙」發生原因は大約次の如く分類することが出来る。

#### 資材の質的障礙

##### 障礙排除の困難なるもの

(イ) 優良品生産能力不足に因る場合

(ロ) 原料の品質低下又は製作技能低下に因る場合

(ハ) 規格又は價格の劃一に原因する場合

(ニ) 實績主義による生産割當制に原因する場合

(イ) 優良品生産能力不足に原因する場合は、例を石炭に引くと、優良炭の産出は既往よりも

増加したのであるが、優良炭を特に必要とする産業の消費が激増した爲め、他方面の優良炭を引上げて、其の穴を下級炭を以て、補充する。此の繰上げ供給が順押しに、他の産業の需要を炭質的に壓迫する。此の場合、優良炭増産は意の如くに行ひ難いとすれば、或る産業は従来よりは下級の石炭を以て辛抱して貰ふより仕方がない。その産業から見れば、これも炭質低下なのであるが、それは國家計畫の然らしむる低下なのであつて、これが根本的解決は相當の時間を要する。

(ロ)原料品質又は製作技能の低下に原因する質的障礙も、これが排除は容易でない。従来原料とした輸入材が杜絶した爲め、又は優良技工不足の爲めの製品々質の低下は、その度合は別問題として、戦時下忍ばねばならぬ質的障礙である。

## 二 優良品と適品

茲で決定せねばならぬ事は「優良品」と「適品」との區別である。右に述べた(イ)及(ロ)の質的障礙が戦時下當然忍ばねばならぬものとするならば、「優良品」を要求しても、「優良品」

を入手する事は出来ぬ部面が尠くない事が判つて来る。徒らに、戦前の「優良品」にあこがれても無駄だといふ事を覺悟せねばならない。

しかし、戦争が「優良品」を退陣させる傾向があるからと云つて、此の傾向に便乗して粗悪品を濫造するが如き事あつては、由々しき大事である。此處に「適品」の問題が生じて来る。

「適品」とは、戦時下、已むなき原因の爲めに規格の低下を容認せねばならぬ場合、容認されたる規格を嚴守する製品を指すのである。即ち、「適品」の製造には、已むに已まれぬ悪條件の下に定められた戦時規格を最後の線として、品質の低下を喰ひ留めんとする必死の努力が籠つて居なければならぬ。簡単に云へば、生産者の責任觀念が稀薄であつてはならぬのであるが、次に述べる「規格及價格の劃一制」や「實績主義生産割當制」に便乗して、往々にして、不適品が戦時下に氾濫し、物資の質的障礙を蔓延させる虞れがある。

ハ 規格及價格の劃一制は制度夫れ自體が質的障礙を惹起するものではないのであるが、劃一されたる規格と、これに伴ふ劃一されたる價格は、品質を許容最低水準にまで引下げる危険を動もすれば孕んで来る。優良工場も劣悪工場も規格上、價格上、すべて同一の取扱ひを受ける事になると、優良工場の精巧な技術、微妙な經驗は、残念ながら、漸次退化して行く。此の

劃一制に生産を追ひ込んだものは、戦時規格の單一制と劃一制とを取り違へた戦時意識の交錯である。虎屋をして數十種の菓子を作らせずに、羊羹のみを作らせるのは、結構なる戦時菓子單一規格であるが、虎屋の羊羹と驛賣りの羊羹とを寸法と糖分だけで同一に規格し、同一價格に公定するのは、それは間違ひなのであつて、若しも、このまゝで放任すれば、虎屋の羊羹は段々と下落して行くのは必定である。羊羹であるから下落して行つても戦力生産には影響はないが、これが戦力物資であつたら棄て置き難き一大事であつて、此の一角に於て質的障礙は發生するに相違ない。

二 實績主義生産割當制は、實績といふ世襲對産の上に生産を眠らしむる制度であるから、品質の優良、量目の正確、取引の懇切等あらゆる點に於て、競争者を凌駕せんとする努力は、此の制度に於ては殆んど全く休眠して了ふ傾向が現れて来る。これも、實績主義そのもの、餘弊と申すよりは、生産を刺戟する機能が微力になつた爲めの弊害なのであるが、兎にも角にも、この傾向は、粗製濫造と提携して、世は滔々と粗悪品時代に走り、戦力の基礎たる生産資材までが、見てくれ本位の粗悪脆弱品に化するのである。

### 三 適品選擇權

然らば、如何にして、前項(ハ)及(ニ)に因る質的障礙を排除して、適品主義を勵行し得るか  
と云ふと、それには、需要者に適品の選擇權を與へて、その鑑別力を發揮させるのが最も有效  
なのである。

およそ、生産品にして文字で書かれたる規格により品質の適否善惡を表示し得るものは寡  
い。生産品の品質と申すものは、生産者の技術、經驗、研究、信用その他有形無形の價値の集  
積であつて、此等の生産者の價値は優良品生産の場合のみならず、適品生産の場合に於ても、  
矢張り、貴重なる光彩を放つのである。否、寧ろ、生産條件の混亂する戦時下に於て、一定の  
規格を遵守する「適品」を生産せんとするには、生産者の技術、信用が一層重視せらるべきな  
のであると私は考へる。而して、此の場合、生産者の技術、信用を最もよく鑑別し得る者は需  
要者より他にはない。故に、「適品」の生産を勵行しようとするには、何よりも、需要者の鑑  
別力を發揮させて、不斷の監視の任に當らしめる必要がある。

その実施方法としては、「供給供定」の締結に當り、需要側産業をして、製造工場を選択せしめて、供給側産業と當該工場に對する發註を協議させる事が有効である。日本經濟聯盟會の委員會は此の選擇權を需要産業が行使する場合、原料配給權の掌握を必要手段として考へられて居るやうであるか、原料配給權を需要産業が握り、これによつて、適品選擇力を行使するまでもなく、相手方の産業團體の自主的統制によつて、目的は達成される筈である。若しも、相手の産業が弱體であるならば、原則として、強力な團體結成を先決とすべきであらう。

猶、需要側産業に良品選擇權を賦與した場合、供給側産業の各工場が自薦運動を開始せばせぬかとの心配は、需給兩産業團體が嚴存する限り、無用であるべき事を申添へて置く。

#### 四 適品特殊價格

適品選擇權に伴つて考ふ可きは、特殊價格の問題である。菓子や酒類の如き何人にも風味を鑑別し得る品種に對しては、容易に、製造者又は銘柄別の特殊價格が公定されるが、生産資材の如きは限られた需要者のみが品質の優劣を識別し得るものである爲、特殊價格制も實現が容

易でなす。

しかし、生産資材に對する特殊價格制は、菓子や酒類よりも遙かに緊要な問題である事は申す迄もない。製造工場の奥深く潜んで居る技術、經驗、信用は、買手の選擇權によつて、初めて世に出るのであつて、此の尊い技術經驗信用の報奨として支拂はるゝものが特殊價格なのである。殊に、現在の如き物資不足の時代に、さらでだに不足せる素材を劣悪なる技術、未熟なる經驗によつて性能を傷けて生産市場に送り出すのは、最も怖る可き資材の濫費なのであるから、資材愛護の趣旨から考へても、優良なる技術は飽く迄これを發揮せしめるやう、特殊價格制を設けて、適品を獎勵する事に努めねばならぬ。これを鋼索の例に徴しても、伸線、鈍し、撚り方の技術によつて、耐久力に四割もの相違を生ずる製品が、同一素材から製出される。一年對一年五ヶ月の壽命の相違である。故に一年品に對し一應七百圓を支拂ふとすれば、一年五ヶ月品には九百八十圓を支拂つても、猶且つ、使用中切斷の不安に脅されぬだけの利益がある。此の場合、炭礦は二百八十圓だけ良品を高く買上げても、生産原價に影響を來さぬのであつて、即ち、惡循環高を誘致せぬのである。尤も、惡循環高を誘致せぬにも限度があつて、一年品が半年品に低下した場合、一年半品を三倍の二千百圓迄買上げる譯には行かぬ。特殊價格

は單なる良悪二種の比例算から割り出されるものではなく、飽く迄も、需給兩産業團體の周密なる協議により、政府の公認を経て、決定されるべきものである。

## 五 企業淘汰の機能

計畫經濟はその初期に於て、已むなき基準として、實績主義を採用する傾向がある。それと併せて、供給不足の情勢は、ちのづから、企業淘汰の機能を眠らせ、人をして、計畫經濟は、本質的に優勝劣敗の尊い淘汰作用を抹殺するものであるが如き感を懐かしめた。しかし、計畫經濟に於て企業淘汰の作用が活動せぬとすると、國家の要求する高能率の集中經營は實現せぬ事となる。

しかし、若しも、産業間に「供給協定」が行はれ、需要側産業に「適品選擇權」が與へられ適品特殊價格制が公認される事になると、茲に、淘汰機能は自然と活動して、優良工場に注文が集中し、不良工場は閑散となる。従つて、實績主義の世襲財産制度は崩潰して、望む處の高能率集中經營が産業に出現し、眞の生産増強が達成される。私は此の場合を、計畫經濟に於け

る企業淘汰機能の復活と稱する。

實は企業淘汰機能の活動は、統制會初め諸産業團體が各自夫れ々の責任に於て遂行すべきなのであるが、相手方の需要側産業に優良工場選擇權が與へられ、外部から適品集中生産の氣勢が添へられれば、供給側産業も方針遂行上非常に便宜が多く、當該産業内部の淘汰機能は活潑に發動されるのである。

以上、甚だ粗笨であるが、「戦力生産と供給協定」に就いて卑見の概要を申述べた。猶、この外に「供給協定」が物動計畫の補助機能として有効である可き點、「供給協定」が輸送計畫の確立に資する點など、論じ残されたものがあるが、他日稿を改めて大方の批判を俟ちたいと心得て居る。

稿を終るに當つて、次節に、過日朝日新聞に發表した小文を掲げる。彼上述へ來つた處を要約した結語として御讀みを願へれば仕合せである。

## 其の八 戦力増強と責任生産

(朝日新聞所載)

### 一 生産隘路の啓開

産業の現状において、生産目標達成への道は百方悉く隘路なりといつてよい。生産擴充はすなはち生産隘路の啓開克服であるといへる。一步にして隘路、二歩にして狹徑、百難又百難を冒して、與へられた生産目標の實現に努める處に、我國現在の雄々しき産業の姿があるのである。しかしながら、一概に生産隘路といふも、その狹隘の程度、啓開の難易は決して同一ではない。企業自體の創意工夫によつて打開し得られる隘路もあれば、聯關する産業の協力に俟たねば如何にしても打開し難い隘路もあり、更に國家の強權發動に依らねば啓開し得ぬ隘路もある。

過般國家が鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資の生産擴充を期して發布された戦時行政職權特例も、言葉を換へて申さば、これ等超重點生産並びにこれと聯關する産業に

伏在する隘路を必要に應じ、國家の強權を以て啓開せんとする非常行政措置に外ならぬのである。

企業自體の創意工夫による隘路啓開は、その顯著な例を物資機材の節約利用の面に見る事が出来る。これを炭礦の實例に徴して見ても鐵鋼、坑木、火藥等の主要用品の使用法改善から、古材木ローブ古釘等の利用轉用に至るまで、眞剣な研究努力の報告が、全國主要炭礦から石炭統制會に提出されてゐる。これ等報告はその一つ一つが企業自體における創意工夫により資材の面における隘路を出來得る限り啓開せんとする努力の結晶に他ならぬのである。石炭統制會はこれ等の報告を全炭礦に發表して相互啓發の資料とするばかりでなく、各統制會とも連絡して、聊かたりとも隘路啓開のお役に立たせたいと心得て居る。

企業自體で啓開し得る程度の隘路は、隘路中の最も幅員の廣きものであるが、聯關産業の協力に俟たねば啓開不能のものとなると、事はやゝ面倒である、由來、産業は孤立獨存し得ざるものであつて、一産業の故障は直ちに聯關する總ての産業に惡影響を波及させるのが常である、従つて、一産業の狹窄隘路は生産減退の症狀をその産業のみに局限せしめずして、聯關するあらゆる生産部門に狹窄の病毒を瀰漫させる。これも狹窄の原因が突發的なものである時は解決

も容易であるが、若しも、生産規模の過小等痼疾的の隘路が存在すると、啓開甚だ困難となつて来る。

隘路狭窄の原因が突發的なるにせよ、痼疾的なるにせよ、これが啓開を圖らうとすれば、先づ以て、必要なものは、聯關産業の協力である。先般重要産業協議會主唱の下に、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機の五生産部門がそれ〴〵聯關産業を糾合して協力會を結成したのは、聯關産業に潜在歴存する隘路を發見啓開して、國家の要求する生産増強を實現せんとする趣旨に外ならない。

## 二 責任生産と成り行き生産

前掲五生産部門に對する聯關産業の協力は、然らば、協力會の結成によつて易々として實果を收め得るものかといふと、さうは樂觀出來ぬ。これを樂觀する事は即ち生産隘路の啓開を樂觀するに等しく、悲觀も禁物であるが、同じ重さにおいて樂觀も禁物である。それならば聯關産業を網羅した廣範圍における生産隘路を啓開すべき産業協力は、どうすれば出來るのかとい

ふと、私の考へとしては、それには二つの要件が具備されねばならぬ。

一、五生産部門はそれ〴〵の聯關産業に對して生産目標を指示すること

二、各聯關産業は各自の受取りたる生産目標の實現に責任を持つこと

右の二要件を備へねば、産業聯關の體制に筋金がいらぬのである。先づ(一)について略解を施すならば、抑々、生産目標とは或る時期に或る資材の一定量を生産せよといふ事である。

従つて、若しも生産目標が明示されなければ、納期は延び放題、數量は減り放題となる。かゝる場合には、生産に啓開の氣力はなく、隘路の幅員に應じて納期は遅れ數量は減少されて行く、これを成り行き生産といふのである。成り行き生産には隘路啓開の戰意はこれを見出す事は出來ぬ、この場合、生産は隘路を突破打開する力を喪ひ、たゞ障礙の間隙を縫うて紆余曲折して低きに流れ行くのである、その結果、生産減退の悲しむべき數字を示すことは否み難い。

従つて、生産隘路啓開には、先づ第一に當該産業に生産目標が明示されるべき事が必要であり、次には、その目標實現を妨ぐる隘路を突破打開せんとする戰意が必要であることが結論される。

隘路突破の戰意は換言すれば、生産目標實現の責任感である、この責任感を聯關産業が持つ

てくれなければ、生産目標も蜂の頭もあつたものではない、矢張り、成り行き生産の亡狀に陥るだけの話である。申迄もないが、生産目標の實現の責任は、五生産部門が一方的に聯關産業に賦課すべきものではなく、五生産部門も直接間接に聯關産業に對し、生産目標實現の責任を負担すべきであるが、それ等の詳細に就いては論及を省略させて貰ふ。

然らば、前述の責任感は簡単に容易に聯關産業の間に雲霧の如く發生するかといふと、これは自由主義經濟時代の商品生産の觀念を抱いてゐたのでは難かしいものと私は斷定したい、と申すのは、余りにも現在の生産は惡條件に圍繞せられてゐて、與へられたる生産目標の實現に責任を持つ事は、一通りや二通りの覺悟では引請け難いのである。

かゝる状態において、舊來の生産觀念、即ち買手の注文を受けて物を製造し生産するといふ觀念では、到底あらゆる惡條件を克服して責任を以て生産目標の達成を期するといふ決意と氣魄は生れて來ない。決意と氣魄が生れて來ぬばかりか、與へられたる生産目標に對して反感を抱きかねない、生産目標に對して反感を抱けば、生産隘路の啓開といふ困難を克服する勇氣の出よう筈がない。斯くて、生産は成り行き主義に墮して了ふ。

### 三 潜在戦力の躍現

しかしながら、五生産部門その他國家が緊急とする生産は商品生産ではなく、悉くが戦力の生産なのである。假令一資材がそのまゝ戦線に活用されぬとしても、その資材が原料となり材料となり用品となつて、其處に戦争完遂の使命を果すならば、その資材の生産はまさしく戦力生産であつて、斷じて商品生産ではない。若しも、産業が戦力生産の觀念に徹底するならば、與へられたる生産目標の無理に對して反感を抱くべきはずがない、生産目標の無理は與亡の危機に立つ國家が命ずる無理なのである。

此の無理に屈從して了ふ事は産業人としては擴充増強の闘志を抛擲したと等しい。此の場合には假令生産の隘路が眼前に横たはつたとしても、恐らく啓開されずに、生産は狭い路に堰かれて減産へと衰弱して行く。恐る可きである。

商品生産か戦力生産かは、成り行き生産か責任生産かであり、隘路順應か隘路啓開かである。此の意味に於て、生産隘路の啓開は技術的な問題ではなくて、生産信念の問題だといふことが



出来る。私の所謂戦力生産の信念が全聯産業に徹底すれば、國家の企圖する五生産部門の軍需物資は百千の隘路を啓開して擴充の大道を邁進する端緒が輝しくも見出されるのである。

以上、概論的に隘路啓開に就て申述べたが、茲に残されたる問題は、各自の受持つ生産が戦力増強上如何に重大な關係を持つのかといふことを、全聯産業に周知せしむるには、如何なる方法を以てすべきかといふ方法論である。

およそ、世の中の産業で、徹頭徹尾戦力生産に無關係なものは恐らく在り得ない、間接の又間接に、廻り廻はつて、何處かで戦力生産の渦中に入つて、天晴れ國家のお役に立つて居るものが尠くない。しかし、その生産に従つて居る者は、それか何處で如何なる用途に活用されて居るかは少しも御承知のない場合がある。例へば、筵や繩の如き藁工品の生産者は、軍需品の大切な包装に使はれる事やら、御隠居の引越に使はれることやら、戦力生産やら商品生産やら薩張り判らぬ場合が多い、それでは隘路啓開の闘志は燃えず、不知不識の裡に、成り行き生産に陥つて行く。

斯る場合、生産量の何割が戦力生産たるかを當該生産者に痛識せしめる方便として五生産部門の協力會が採用したのが「供給協定」の形式である。茲に詳述の余裕はないが、要は超重點

生産部門より關聯産業に對し、物動計畫の認めたる範囲内において、數量、納期を示して所謂資材の供給を申込み、需給兩部門の間に協定を締結せんとするのである。「供給協定」は申す迄もなく、賣買契約ではない。賣買契約を超絶した「戦力責任生産」の盟約である。この盟約の實施を妨ぐるものに突發的或ひは痼疾的な隘路があれば需給兩産業は必要に應じて相提携してその啓開を圖り、事の難さもあらば、國家強權の發動を乞はんとするのである。若しも戦力生産の全部門に亘つて稠密な「供給協定」が結成されるれば、乏しき資材と勞務とを完全に活かした無駄のなき生産擴充が期待されるのである。私は我國産業の底力を最も悲觀される資材、勞務の面から觀ても斷じて悲觀せぬ。「供給協定」の實施によつて、まだく戦力に躍現し得る潜在力の余裕を確信して居る。其の理由は、今日まで、わが産業界には全面的に連繫した戦力生産體制が組成されて居なかつたといふ一事を申述べるに留めて置く。(十八、六、四)

産業確立の一対策

## 産業確立の一對策

(産業一括發註制の提唱)

(昭和十六年一月、ダイヤモンド所載)

### 産業半身不隨の危険

經濟新體制の確立要綱が閣議に於て決定せられ、企業の自主的經營と、公益優先の趣旨が高調せられたが、産業を強化し、公益優先の主旨に遵はしむる爲めには、産業夫れ自體の能率を發揮せしむると同時に、他産業との横の連繫を緊密にしなければならぬ。即ち各産業が手を携へて連繫的活動に入るの時でないれば、一産業のみが國家的使命を果すことは出來ない。

さて、各産業をして、連繫的活動の妙機を發揮せしむる爲には、夫等産業をしてどれだけの機能を具へさせねばならぬかといふことが問題であるが、その前に、是非共知つて置かねばならぬことは戰時經濟の現狀に於て、日本の産業が如何に相互間の連繫を絶たれて居るか、とい

ふ事實である。

過去三年間に於て諸産業が、月に歳に、半身不隨の危険に暴されながら、對症療法の聲も、根本治療の叫びも、餘り揚げられなかつた理由は種々あるが、其の(一)は戰時經濟の齎らす已むなき結果であるとの間違つた諦從觀、其の(二)は資材ストックの餘裕といふ緩和劑の藥效、其の(三)は名前の判らぬ民間藥の跋扈などである。併しながら何んと云つても、對米關係が紆餘曲折の間にも持續され、資材輸入が繼續されて居たことが、産業の半身不隨を、或る程度緩和して居たことは争ひ難い處であると考へる。

併し、過去の證議立ては、今日となつては無用の業である。日本の産業が自主獨往の第一歩を踏み出した現在に於ては、何よりも先づ、「産業の半身不隨は戰時經濟の齎す不治の病である」といふが如き諦從觀を一擲せねばならず、又前に掲げたやうな緩和劑や民間藥は最早求め度くても手に入り難いのであるから、茲に一念發起して、各産業は半身不隨の症狀に直面し、其の病源を究め、根本治療の自家手術に取り掛らねばならぬのである。併し、私が唯茲で半身不隨と診斷して見た處で、合點が行かぬ讀者もあると考へるから、次ぎに症狀の二三を擧げて見よう。

### 無契約時代

昭和十三年生産資材の統制が先づ鐵鋼から開始されて以來、産業間に一つの怖るべき症狀が現れた。それは、統制物資に就ては、賣買契約が成立しなくなつたといふことである。例を鐵鋼配給統制に採つて見よう。

鐵鋼(壓延鋼材)は、商工省が每期産業別に割當量を決定する。各産業はそれを企業別又は事業場別に再分する。被再分者は自己の欲する時期に自己の所要數量品種を問屋を通じて發註する。一方、鐵鋼業者は商工省から製作量の指令を受けて、自家の見込みに於て寸法別の生産に取り掛る。

其の間、鐵鋼業と需要産業との間に何等かの賣買契約又は製造手配打合せといふものがない、個々の需要事業場と鐵鋼側との間にも打合せがない。従つて、需要者の發註が現品化するのとは偶然的結果であつて、必然的結果ではないのである。故に、炭礦と機械業者との間に鑛山機械の賣買契約を締結したとしても、機械業者と鐵鋼業者との間の壓延鋼材の賣買契約は成立

して居らぬから、鋼材の入手は不確定であり、其の當然の結果として、機械の賣買契約があつたとしても納期的には空文に等しいことになる。何が故に、かゝる配給統制が實施されたかと云ふ理由は、茲では述べる要がないから省略することとして、要するに、生産者に示達する生産命令と、需要者に示達する講入指圖とが、其の製品の品種形状等に於て或る期間内にピッタリと需給合致するのだといふ理念が結果的に完全に實現しえれば、需給兩者の間に、賣買契約の手数を敢てする必要のないのは申す迄もなく、即ち、無契約亦可なりなのであるが、此の理念の實現は全く不可能なのであつて、鐵鋼の空切符（發註證明書の現品化せざるもの）が夥しき數量を算して居るのも、この事實を證明して居るのである。

以上は、鐵鋼の例であるが、重要資材の配給統制にして遺憾ながら同一の事態に陥れるものは尠くない。契約なき處に督促はない。需要者が督促が出来ぬばかりでなく、生産者も工場故障等に因る製造遅延を需要者に豫告する途がない。即ち、納期はすべて成り行き次第といふことになる。いづれにしても、戦時經濟の冀ふ處でないのは明かである。

以上申述べた處によれば、此の矛盾混亂は、生産業者にのみ罪があるやうに推斷する人もあるか知れぬが、罪は需要者にもある。鐵鋼材の如き品種形状百種千様のものを、自己の欲する

時に任意に證明書を發行して、それが一〇〇%現品化するなど考へるのが抑もの間違ひである。間違ひとは知りつゝも、需要者は何時の間にか、鐵鋼發註證明書といふものは六割か七割が現品化すれば結構なものといふ一種の諦觀に癡痺して了つて、入手率を増さうとは努力せず、割當量其物を増額して貰はうとする安易な方針——其の實は頗る困難な陳情——に方向轉換をする。そこで、お役所の廊下に陳情團が蝟集するといふ現象が生じて來たのではないかと思ふ。悲しむ可きである。

然らば、これを如何にすれば是正できるのか、私はそれに答ふる前に現在の戦時混沌經濟の打診を續けて行かう。

### 半製品時代

前項無契約時代の所産として、各産業の計畫に混亂の生ずるだらうことは何人も直ちに想ひ至る處であらうが、假令、壓延鋼材への要求量が正確に機械業者に配給せられたとしても、それに關聯的に必要なる鑄鋼、特殊鋼、非鐵金屬類の適量が他の生産業者から機械業者に適時に

配給せられなければ機械を完成し難いのは云ふ迄もない。然るに、悲しい哉、現状に於ては、機械業者の手許に轉がつて居る半製品は驚くべき數量に達すると聞いて居る。勿論、其の内には工程上、當然半製品たる可きものも含まれて居ようが、兎に角、所要資材の跛行配給の爲めに、空しくあくびをして居る半製品も相當巨量に達して居ると思はれる。

資材跛行配給の原因に、計畫的のものがあつた。これは、事變當初に比して現在では餘程影を薄めて居るが、絶無とは云ひ難い。それは、どう云ふことかと云へば、全部の資材の揃ふ迄は待てぬから、主要なものだけを手配して、其餘勢をかりて残餘を調達しようといふ遣り方である。この遣り方を私は計畫的と云つたが、物資の缺乏と配給統制技術の不完全とは、各産業を驅つて、無意識的に此の遣り方に奔らしめ、苟くも入手し得るものは何なりとも他日の用意として取り込むといふ風潮を一時熾にした。其の結果は、各産業に於ける不用ストックの抱擁となり、一方、半製品の山積となつた。

半製品の山積と同じ意味に於て、未完成新設事業の濫立の避け難いことは明かである。私の所謂半製品とは、製品も工場も共に含まれるものと御承知願ひ度い。

## 粗悪品時代

第三の症状として、粗悪品の横行がある。

抑も物資窮乏の現在に於て、消費節約、使用延長を期する爲めには、粗悪品を斥けて、優良品を奨励せねばならぬことは申す迄もない。粗悪品は夫れ自身に於て物資の濫用でしかない。然るに、一方生産業者は上は公定価格に押へられ、下からは生産費昂騰の諸條件に押されて、心ならずも、品質低下の方向に走つて行く傾向を否み難い。これを阻止する爲めに、規格が公定されるのであるが、凡そ物資の規格に三種類ある。

- 一、規格を文字に表示し得て、且つ文字通り検定し得るもの
- 二、規格を文字に表示し得るも、検定の方法困難なるもの
- 三、規格を文字にて表示し得ず、従つて検定の方法なきもの

(一) の適例は、金、銅の如き地金類である。これ等は書かれたる規格が品質を完全に表示して居るし、又、検定方法も正確に行ふことが出来る。

(二) の一例は石炭の類である。現在では大體に於て、熱量と灰分とによつて、炭質を規格することになつて居るが、それが炭質の全貌を物語るものではなく、他に須要なる條件がある。又、検査も、試料採收の確實なる方法が困難である爲め、熱量と灰分とすら、これを適確に検定し得ない。

(三) の適例は飲食料品の類で、日本酒の如き香味と色とが珍重される物は到底書かれたる規格を以て其本質を表示し難い。アルコールの分量と原料エキスの度によつて規格された日本酒は、最早本來の日本酒ではなく、一種の致酔飲料と變化したのである。

飲食料品は暫く別として、生産所要資材だけとしても、恐らく金屬素材以外のものは大部分が前掲の(二)又は(三)に所屬するかと思はれる。従つて物價の公定と併行して公定された規格といふものは、價格と品質とを不可分的に關聯せしめるだけの偉力の無いことは明かである。従つて自然の傾向としては、資材の品質は表示規格に引掛らぬ範圍内に於て劣悪となるか、時には分量が減ずる結果を招き、それが事實上の價格昂騰となるのである。換言すれば、物價公定は金銭的表示數字を公定したが、質と量とは公定し得ないといふ事になる。斯くして、舉世滔々として粗悪品時代に没入するのである。

茲に一顧すべき説がある。それは少量の精良品を以てしては、全部に配給し得ぬから、知りつゝも多量の粗悪品を以て全部に行き亘らせるのだといふ議論であり、外米混入が其の適例として必ず引用されるのであるが、此の説を生産所要資材に迄延長されるのは甚だ迷惑であり、又不當である。産業の消化器は我々の消化器よりは微妙であるから、公正價格のオブラートに粗悪品を包んで吞まされては、生産擴充の健康を保つことは出来ない。假りに、粗悪品を受入れることが、事情已むを得ないとしても、此の場合、産業は相手方に對して、品質相當の値引きを要求するのが常道である。

しかし、此の常道も今は昔の物語りと化した。現在に於ては、物價は品質から遊離して了つた爲め、粗悪なるが故の値引きは、跡を絶つたやうに思はれる。「品物が粗悪でも氣に召さぬならお返し下さい」の一言で、買手は抗議を撤回して目出度く取引が完了するのが現世である。

茲に今一つ、粗悪品の出現に拍車を掛けたものがある。それは、生産統制の結果、生産工場數が俄かに増加した事である。例を地下足袋に採つて見れば、事變前迄全國で三十六工場に過ぎなかつたものが、昭和十四年には一躍指定工場數が百三十六に増加した。丁度百工場の激増

である。これはゴム靴製造が禁止された爲め、地下足袋へと轉向を許可されたのが主因であるが、いづれも相當な未経験工場であるから、製造者も製作に困却して居ようが、其の製品を買はされる我々も困却して居る。

若しも私をして忌憚なく云はしむるならば、輸入品たる綿糸と護謨とを主材料とする地下足袋は事變前の三十六工場を更に厳選して優良品を製造させ、他の百餘の工場へは金銭賠償を行つても、血より貴い輸入資材の濫費を防止したのである。此の場合、地下足袋需要者は甘んじて、喜んで賠償額の分擔を應諾するに違ひない。

右の地下足袋に類した實例は他にも可も多い。その悉くは粗悪品の簇出を促したとは云はぬが、優良品を奨励したとは斷じて云ひ難いのである。

以上、私は現代の混沌經濟の内から、無契約と、半製品山積と、粗悪品横行との三症狀を検出した。まだ、この他に、代表病變があらうが、此の三症狀だけでも、各産業は半身不隨たらざるを得ない。

しかし、今日は其の病源の責任を被れこれ詮議して居る時機ではなく、一刻も早く對症療法から根治療法へと幕進すべき刹那である。其の療法の第一劑として私は次ぎに「産業一括發註

の制度」を處方する。

### 産業一括發註の制度

産業無契約の時代に現状を導いた最大原因は、割當制による統制經濟の過信であることは前に述べた。仍つて、これを改善するの途は、需給兩者の間に責任ある契約を締結せしめ、その履行に責任を有たしむるに在ることは屢々の辯を俟たない。しかし、需給兩者の契約といつても、個々の事業場が別々に契約を申込んだのでは、申込まれた産業側は面喰はざるを得ない。且つ又、産業團體の統制強化の理念から云つても、需要産業團體は自家所屬全事業場に對し割當てられた數量の發註内容を一括集計して、これを供給産業に發註し、供給産業を助けて、製造及配給計畫の樹立を容易ならしめることに努めなければならぬのである。私はこれを「産業一括發註の制度」と唱へる。

此の制度が實行されるとなると供給産業の責任は頗る重いが、産業は相互交錯、彼我連繫して居るのであるから、此の供給産業は同時にまた需要産業として、相手方の産業に重大な供給



責任を課し得るのであつて所謂、恨みつこなしに、産業は責任を負荷し合ふ事となる。

何故に、供給産業の責任が重大かと云ふと所屬配給機關の末梢までを監視して、生産資材を計畫通りに荷渡しを行はしめねばならぬからである。現在に於て、「荷渡し」に關し至大の支配力は末梢配給機關の魚心水心だと云はれて居る。中央部に於ける完璧の配給計畫も此の機微の人情によつて歪曲されて、其の結果、資材は横流れして、生産擴充を阻止し、事業計畫を妨害するのであるから怖ろしい。而して、配給機構の徹底せる整備は到底机上の産物ではなく又、供給産業のみで立案すべきものではなく、需給兩者の熟議に俟つべきものが多いことは忘れてはならぬ。

「一括發註制度」を実施するに當つて、實行容易なる産業と、困難なる産業とがあることは、勿論である。又、一般民需の如きは恐らく此の制度に據り得ないものかも知れぬが、尠くとも、生産擴充部門の産業は是非とも此の制度を即行するの用意を有たねばならぬと考へる。若しも生産擴充部門に一括發註制度が布かれ、責任ある需給契約が成立し履行されるれば、其等産業間には需給物資を樞軸とした強い連繫が結ばれたことになる。私は此の連繫を二枚の齒車に譬へる。

### 一枚の齒車

産業は自己生産物を送り出す齒車と、生産所要物資を受入れる齒車と、二枚の齒車を具へなければならぬ。此の二枚の齒車が關係産業と夫れ／＼緊密に喰ひ合はねば、産業は現状の半身不隨症から立ち直ることは出來ないばかりでなく、國家の物動計畫も實際的な調整を遂行することは出來ないのである。

産業人は動もすれば、物動計畫の卓上案なるを非難し、それが爲めに、産業間の齒車は空轉すると歎くが、實は産業間には物資需給の齒車が設備されては居らぬのであると考へる。何となれば「産業一括發註制度」が實施されて居ないからである。さればと云つて、私は物動計畫が産業の實狀にピッタリと適合して組成されて居ると云ふのではないが、如何にそれが完全に計畫されたとしても、産業の配給機構が現在のやうでは到底運営の實を擧げることが出來ないと考へるが故に、叙上の言をなすのである。

前段に於て、私は、産業間需給齒車の設備調整によつて、跛行配給が是正されると申した

が、此の効果を私は頗る高く評價して居る。跛行配給の原因は官廳が産業別に需要量を割當てる當初から歴存することもあり、また製造配給の過程に於て突發することもあるが、現在の如く、産業間に需給を噛み合はす齒車がなくなれば、如何なる原因が跛行配給を招いたかを明確に見究めることが困難なのである。例を鐵鋼配給に採つて見ても、産業一括發註制度を實施して居なかつた爲めに、品種別割當量の不均衡、製造品種の不適合其他幾多の缺陷が是正の日の目を見ずに看過されて、其處に、跛行配給の亂狀を醸し出したことを痛感せざるを得ない。此の問題だけを書いて一論文を成すのであるが、茲では省略する。

一括發註制によつて、産業に二枚の齒車が自ら整備され、物資の流れが圓滑に——數量の多寡は別問題として所要品種が揃つて入手されるやうに——なると、今一つ、此處に、新しい効果を見出すことが出来る。それは「不用ストック吐き出し」の利益である。私は必ずしも各事業家が不用ストックを擁して居るとは申さぬが、現在の如き配給不疏通の状態では、自然と不用ストックが堆積する傾向を否み難い。それを吐き出させるには、水源から水を流さぬと駄目である。現状に於ける不用ストックは實は不用品ではなくして、大切な豫備品だとも云へるが、若しも、所要資材の流れが順調になれば、其の曉は不急豫備ストックも全くの死蔵品に化

するのである。屑鐵禁輸に因る鐵不足も、私は各所に貯藏死蔵されて居るストックが吐き出されるれば、必ずしも恐るゝに足らないとさへ樂觀するものである。

以上、私は「産業一括發註制」實施の利點として三項目を挙げた。

一、割當量との合致

二、跛行配給の是正

三、半製品及不用資材ストックの減少

すべて、是れは、産業間に責任ある契約制を復活せしめる御利益であるが、斯くの如く責任契約制によつて、物資配給上、産業の連繫が確立すると、一つの連繫は他の連繫を呼んで、更に産業の關係を強化せしめる。それは何か。

### 生産資材價格の協定

前述のやうに、産業間の物資の流れは「一括發註制」によつて必ず順調になるが、此の制度のみによつて、産業は満足してはいけず、又、満足する筈はない。若しも、其他に、物資の流

れを遮げる障礙物があれば、敢然としてこれを取り除かねばならない。私の観る處、其の障害物の一つは「價格と資材性能との遊離」である。私は前段に於て、此の遊離状態が粗悪品横行の一因であると論じたが、粗悪品が産業の生産費を高め、生産を阻んで居ることは、怖るべき事實である。

扱、粗悪品の損害を如實に認むる者は、何人よりも買手であり、需要産業である。同時に、供給者が値段に抑制されて心ならずも——心なる場合も勿論多いが——粗悪品を製造する苦惱を知る者亦需要産業である。更に又、價格抑制の爲めに製造困難に陥つて、供給者が、辛苦しつゝある實情を知る者も買手である。故に、若しも、價格拘束が供給を妨げ或は優良品生産を阻む場合に、此の拘束を解いて供給を圓滑にし、資材を優良化しさへすれば買手としては自家の生産費を必ず低下させることが出来る。世間では、資材の値上りが生産費を騰貴させ、それが循環して、諸物價を昂騰させることを非常に危惧して居るが、それは、生産費昂騰の現在に於ける内容を辨へざるものであつて、現在の生産費昂騰は資材——此の場合勞銀は暫く別問題とする——の價格昂騰に原因するよりは、配給の不圓滑並びに資材々質の粗悪に原因する方が遙かに多いといふことを知るならば、供給を圓滑にし、材質を優良にする爲めの適正なる値上

げは、惡循環の原因とならぬのみならず、反對に、買手の生産費低下を來す筈のものと私は確信する。此の際、お断りして置き度いことは、配給の圓滑が假りに、前述の「一括發註制」の運用によつて實現した場合、供給者は配給圓滑を理由として、値上げを要求することは許されないのであつて、許されるのは、需給兩産業間に於て、價格拘束が明かに配給圓滑を阻害したと認め得る場合に限られるのである。

従つて、此の認定、認定の結果たる價格訂正を正當に行はうとする爲めには、需給兩産業の間に於て慎重なる協議を必要とする。而して、協議の結果たる價格訂正が其の資材に關する限り、需要産業側に於ける生産費高を招かぬならば、國家は、其の訂正を承認して差支へない筈である。よしや生産費高を惹起したとしても、時には國家として承認す可き場合もあらうが、茲には、是れ以上の論及を避けることとする。

要するに、私の言はんとする處は、産業は所要資材の價格決定に關し、産業本來の發言權を復活するだけの覺悟と用意とを有つ可きことを提唱するに在る。

念の爲、更に申上げて置き度いことは、私の所謂、産業價格協定は産業が高値を以て自由に所要資材を入手せんとする爲の方策ではない。産業が入手すべき資材の量は、國家が計畫經濟

上、其の産業に割當てたる數量である。其の割當てたる數量の入手を合理的ならしめ、且つ、品質を適正化せしめんとするが爲めの價格協定である。誤解のないことを望んで置く。

### 勞務の適正配置

前項の如く、「一括發註制」によつて、無契約時代が解消し、其の結果として半製品不用ストックの山積が一掃されるとする。又、價格協定によつて、粗悪品の供給が跡を絶つたとする。此の場合、豫期せらるゝことは、産業勞務の適正配置である。

現代に於て、産業は國家に對して勞務の供出を迫り、國家は農村より或は轉業者より百万苦心して其の供出に努められて居るが、斯くして供出した勞務が如何なる物資を生産しつゝあるやは容易に知り難い。然るに折角充足した勞務が品質的に不經濟極まる粗悪品の生産に従事しつゝあつたとしたら、それは果して適正配置の精神に叶つたものであらうか。然しながら、現在に於て全産業の技術及び能率を鑑識して勞務充足の許否を判斷することは頗る難事であり、將來に於ても恐らく然りであらう。

かゝる場合、國家をして安んじて勞務を供出せしめ得る爲には、前提條件として、産業内に適品生産方針を勵行させて、豫め事業場の玉石選別の途を開いて置くことが必要である。適品主義の勵行は産業自體の自肅に俟つ場合も多いが、需要産業が外部から「價格協定」の手を差し伸べると、更に一段と此の方針が強行され、其の結果、ちのづから勞務の適正配置が行はれるのである。此の方法は一見迂遠のやうであるが、産業が連繫することによつて、國家の爲めに、「勞務適正配置の決定」といふ重要職分を果さうと云ふ覺悟があれば、私は適確の効果を期待することが出來ると考へてゐる。

### 産業連繫機能の最小限

以上申し述べた處によつて、産業の振興、經濟の確立は、宣言や綱領によつて實現するものではなく、發註制度の改正、配給機構の整備、一品種毎の價格協定等頗る煩鎖な事務の累積によつて、初めて、築きあげられるピラミッドだといふことを承知して戴き度いのである。世上往々、經濟新體制の系統圖を作り上げ、頂點に指導者を載せてピラミッド型と云つて居るが、

産業新體制は斷じて、紙上設計からは生れるものではなく、埃及のそののやうに、一石くを積み重ねる根氣仕事なのである。

「經濟團體は政府の協力機關として實施計畫の立案及びその實行の責に任ずる」ものとは、閣議に於て決定された確立要綱にあるが、計畫の立案及び實行の責に任ずる爲には、團體自身としても、契約の機能、値段決定の機能、品質判定の機能其他産業確立に必要な機能を具へ、關係團體との連繫を固くして、經濟界が全面的に無契約時代を逸脱し、半製品の集積を整理し、粗悪品横行を一掃した上でなければ、政府の協力機關たる機能を具へ難いのではないかと、只管に私は怖れて居る。

彼上、私の意見を取纏むる意味に於て、經濟團體が自ら活くる爲めにも、他を活かす爲めにも、最低限必要な機能を例示して見よう。

#### 一、計畫機能

國家の指示の下に資金、物資及勞務の豫算を整備せる生産計畫を確立すること

#### 二、生産監督機能

適正品の生産を所屬企業に命令し、これが監督をなすこと

#### 三、物資充足機能

イ、生産に必要な物資を一括して供給産業に示し、これが充足をなさしむること

ロ、所要物資の品質に關し供給産業と協議すること

#### 四、配給機能

生産物資を需要産業（又は團體）に配給す可き計畫の樹立及其實施機關を整備すること

#### 五、價格協定機能

生産物資の價格及所要物資の價格を他産業（又は團體）と協定し、政府の承認を求むること

#### 六、勞務充足機能

適正品の生産に要する勞務計畫を決定し、これが充足を圖ること

#### 七、調査査定機能

生産費、利潤其他必要事項の調査、査定をなすこと

斯く列記して見ると、物新らしくも見られるが、實は産業が自由經濟時代に當然の機能として具へて居たものばかりなのである。唯これ等の當然の機能を一つ一つ列べ立てねばならぬ程に、現在の産業には計畫經濟に即應する準備が不足であり、従つて、半身不隨の如き一時的な

症状を呈しつゝあるのである。繰返して云ふ。産業の強化連繫とは、自由経済時代に完備具足して居た諸機能を、計畫経済的に修正補足して、これを自分の身に着け、自分のものとして國家の爲めに働かすことである。もうそろそろ、産業が國の爲めに自らを活かす勇氣を振ひ起しても良さ相な頃だと私は密かに考へて居る。

## 地下足袋の問題

## 地下足袋の問題

(昭和十五年一月、石炭時報所載)

皇紀二千六百年を迎ふるに當つて、類型的な迎春所感を述べる代りに、私は、地下足袋の問題を検討しようとする。其の意衷は本年こそは産業界の諸問題を概念的に取扱ふことを排して、産業人自らが現實に照して、産業確立の對策を樹つ可きだと考へるからである。地下足袋の如きは、鐵、石炭の基本物資に比較すれば遙かに下位のものとして輕視されて來たが、實は鑛山、農村の勞働力を發揚する爲めには斷じて輕んじ難き物資なのであるが、産業人の要求の切實ならざるが故か、今日に於ても未だ完全に計畫生産の範疇に屬したとは稱し難い。斯くの如きに於ては、鑛山、農村の勞働は大地を踏みしめる足許に既に輕からざる弱點を有するのであつて、石炭の増産も、米の増收も如何にこれを概念的に企圖しても、所期の成果を收め難いかと思はれる。産業を確立させるには必ずや勞力の十二分なる發動を期せねばならず、其の爲

めには炭礦にありては照明用の安全燈と共に地下足袋が必要なのである。然しながら現在に於て一地下足袋の問題すら幾多の未決の案件を藏して、石炭増産の途上に横たはつて居ることは我々石炭増産を責務とする者の深く愧づる處であつて、先づ此の問題を解決することが、石炭増産計畫を机上から引き降して、大地に確乎と据え付ける所以であると確信するのである。若しも我々の努力と熱意とが足らずして、一地下足袋の問題すら完全に解決し得ぬとしたならば、昭和十五年は前年の反復に過ぎず、輝かしき皇紀二千六百年を慶祝す可き資格を我々は自ら抛棄せねばならぬのである。斯く私は考へつゝ、近く新春を迎へんとした十二月の廿七日に政府の發表せる物價物資に關する緊急措置の聲明に接した。其の第二項に曰く

この際ゴム靴、地下足袋、釘の配給を至急増大する特殊措置を講ずると共に、飼料、特綿品等についても出來得る限りの措置を講ずることとする。

草莽の物資地下足袋は終に臺閣並びに物價委員會諸卿の考慮に取上げられたのである。私はそれを喜ぶと同時に、事變後三年にして猶且つ地下足袋増配の特殊措置に就き臺閣諸卿の考慮を煩すに至りたる疎怠の罪を尠くとも事炭礦に關する範圍に於て私自身深く自責するのである。然しながら、閣僚諸卿と物價委員諸公との懇談會が應急の措置として電力、石炭、米穀等

の基本物資の對策を公約聲明せられた内に、ゴム靴、地下足袋、釘等の如き從來動もすれば其の必要性を輕視され來つた諸物資の増配を特筆大書して公約せられたことは、實に感佩の次第であつて、斯くてこそ、確固質實なる計畫經濟が成就され得るものと私は考へる。我々も此の方針に副つて、石炭増産計畫の歩を堅實に進む可く、所要物資の充足に對し當局に協力の誠を效させねばならぬ。

以下、私が過去一年間に當面した地下足袋の問題の經過内容を録し、それが包含する幾多の案件を検討して、解決の一端に資することとする。

### 地下足袋の不足

本邦の勞働者が草鞋から地下足袋又はゴム靴に其の履物を代へたのは恐らく歐洲第一次大戰後から大正末年に掛けてであらう。炭礦勞務者も大正十二三年頃には殆んどすべてが草鞋を廢した、經濟的にも亦負傷防止の上からも當然の歸趨であつたのである。それが今次事變、綿布及ゴムの統制の結果、漸次品不足を告げ、昨年に入つて原料の入手困難の爲めメーカーは受註



拒絶を言明するに至つた。昨年一月頃の状態はメーカーに對する原料生ゴムの配給は統制前の一割五分乃至二割に制限されたので、市場品一掃の暁は、實需に對し當然五分の一度の供給しか期待されぬとの事であつた。地下足袋の配給が著しく制限せらるれば、炭礦労働の如きは入坑率に忽ち影響を及ぼすのは必然である。筆者は一月末九州宇部の諸炭礦を視察した時、先づ耳にしたのは、地下足袋増配を求むる聲であつた。併し、地下足袋不足と云つても、物資窮迫に耳馴れて居る諸君には刺戟が薄いと思ふから、次に笑ふに笑へぬ一挿話を掲げる。

本年の一月に一鮮人が釜山から木箱詰めの託送小荷物となつて密航を企て、半死半生の體で、小倉驛で發見された珍聞がある。箱詰の朝鮮人は飲料水のサイダー瓶一本と地下足袋十四足とを抱いて居た。内地で働くなら何物よりも必要だといふので、食物は携帯しなかつたが、地下足袋を抱いて來たのである、鐵道では、此の密航者から無賃乗車の割増金を徴收しようとしたが、所持金がないので、十四足の地下足袋を押收した。これまでが新聞に發表された記事であるが、筆者が博多で聞いた後日譚によれば、多數の内地勞務者が新聞記事を見て「一足でよいから押收品を讓つて貰ひ度い」と小倉警察署に殺到したといふのである。此の挿話は前段も後段も共に如何に地下足袋が不足して居るかを雄辯に物語るものである。

### 代用品の問題

斯かる場合に當然代用品が問題となる。即ち「草鞋の昔に還れ」の説である。草鞋の昔に還ることは、足の負傷率も昔に還ることである。次ぎに九州の某炭礦の統計を示さう。

	全負傷數	下肢の負傷數
大正十一年	三・九〇	一・五〇
昭和十三年	一・五〇	〇・一四

(稼働延人員千人に付)

下肢の負傷は大部分足の負傷と推測し得るから、若し草鞋の昔に還ると、足の怪我は十倍となる。此の外に、草鞋はワイル氏病又は坑内の水氣に因る皮膚病を増すといふ専門的の意見もあるが、煩しき故に略する。いづれにしても就業能率上輕々に附し難き問題には相違ない。負傷疾病の問題よりも、草鞋説を根絶さすに足ると思ふのは次ぎの調査である。

イ、全國炭礦々夫數 約二十四萬人(事變前を採る)  
ロ、一人一日の草鞋使用數 一・七足

- ハ、一日總使用數 四十萬八千足
- ニ、一人一日の草鞋製造能力(專業)十二足
- ホ、此所要勞力 三萬四千人
- ヘ、草鞋と地下足袋との比較
  - 地下足袋一足 一圓十五錢 耐久力一ヶ月
  - 草鞋一足に付十錢 四圓廿五錢 一ヶ月廿五日として
  - 草鞋用足袋一足(古物) 五十錢 耐久力一ヶ月
  - ト、草鞋代用による一人一ヶ月失費 三圓六十錢
  - チ、草鞋代用の場合の差引失費年額 一千三十七萬圓

右の調査によると、炭礦々夫のみに就て、草鞋代用の場合を考へても、地下足袋の場合よりも一年に壹千萬圓餘の差引失費となるし、其の供給の爲めに三萬四千人の勞力を專業に使はねばならぬ。農村の副業として此の勞力を捻出するとしても、農村用の草鞋それ自體が更に大問題である。假りに其の勞力は充足し得るとして果して、材料の藁があるや否やは私は知らない。草鞋代用論はこれで打切る。

### 値段と品質

前掲の數字によつて、地下足袋は草鞋に對して甚だ經濟的な用品であることが判つたが、然らば、現在の地下足袋は事變前と比較して、どうかと云ふと、次ぎに九州懇話會の報告を適録して見る。

事 變 前	現 在	値段(一足につき)	耐久力
		九〇錢	六十日乃至百日
		一圓十五錢	廿日乃至卅日

即ち値段は二十五錢三割弱の値上りであるが、耐久力は實に三分の一に低下したから、これを考慮に加へると、實に三倍八分の値上りとなる。今耐久力を三分の一と見、事變前は年四足、現在は年十二足とすると全炭坑夫の負擔する失費は一年二百四十萬圓餘である。これを前掲の草鞋代用の計算に比較すると遙かに少額であるから、辛抱すべきかも知れぬが、若しも日本の全需要を考へると、品質低下に因る損害は莫大の金額に達するに相違ない。

然らば、耐久力低下の原因は何かと云ふと、遺憾ながら第一にスフを擧げざるを得ない。スフもやがて強靱となつて國策に順應するのであらうが、兎も角も現在では弱い。スフの好む處ゴムも亦これに従つて、底ゴムにはかなり多量の再生ゴムが混合されるやうである。曾て私の

前に見本として持ち出された地下足袋の如きは、スフの破れぬ前に底ゴムの裂けて居たのがあ  
 る。然し善良なるメーカーがあつて底ゴムの耐久力を強くしたとしても、其のゴムは天壽の來  
 む前にスフの爲めに無理心中をさせられて敢なき最後を遂げるから、自然とゴムもスフに順應  
 して、品費を低下させて行く。斯くして循環的に地下足袋の耐久力は低減するのである。  
 然らば、現在の地下足袋の用布は、どんなものかと云ふと、スフ三割混紡にかへて、加へて薄  
 地となつたのである。譬へて云へば酒に水を混入した上も銚子が軽くなつたのである。これで  
 酔ふ筈がない。此の酔はざる地下足袋と事變前の生一本の地下足袋とを所要綿布の重量から比  
 較して見ると、私の計算では次のやうになる。

	一足當り純綿量	一足當りスフ量
事 變 前	四〇・二匁	—
現 在	二一・七匁	九・三匁

右の比較から次の推定が生れて来る。

一、現在品百足からスフを追ひ出して残つた純綿だけで事變前の物を造れば優に五十足分出來  
 る。しかし、其壽命は三倍であるから、現在品の百五十足に相當した物が配給できて、その

外に、若干のスフ量を他に轉用出来る。

二、前項の計算は綿布だけから觀たものだが、底ゴムを事變前と同質にする爲めに現在品より  
 も所要ゴム量を増したとしても、少し許りの増量で足袋の壽命を三倍になし得るかと思ふ。  
 假りにゴム量の増加等を見込んで現在一足一圓十五錢のものが、三割高の一圓五十錢になつ  
 たとしても、三ヶ月壽命の物が入手できれば一ヶ月當り五十錢で現在より六十錢安となる。  
 此の場合の一足一圓五十錢（三ヶ月保證規格）といふのが、低物價なのであり、此の規格が  
 適正規格なのである。

三、極く安全を見込んで、新規格品が二ヶ月の壽命だとしても、一ヶ月當り七十五錢で、現在  
 より四十錢安となる。

四、前各項の推定は私の豫想であつて、若しも現在の純綿そのものが事變前より品質が低下し  
 て居るなら、其處に多少の違算が生じて來よう。しかし、私は割安なる地下足袋のみを欲し  
 て居るのではない。極端の場合三ヶ月保證の新規格品の値段が現在品の三倍となつても是非  
 共新規格品を製造せねばならぬことは、次項の配給量確保の點からも肯定せざるを得ないの  
 である。

## 規格と配給量確保

日本の労働力を完全に發揚させようすれば、先づ完全に地下足袋を配給して、脚下に不安なからしめねばならぬ。其の爲めには當然の問題として、日本の製造能力と、地下足袋を必要とする労働者數とを對照考慮して見なければならぬ。ゴム工聯では最低目標〇百萬人と稱して居るが、私の計算だと、炭礦鑛山、土木建築、窯工土石、加工業、林業、交通運輸、農業の一部を加へて其の倍の〇百萬人が民需の最低かと考へる。さすれば、日本の製造能力一ヶ月〇百萬足では、現在の如き一ヶ月壽命の物を製造して居ては、私の想定する民需を賄ふことは絶對に不可能なのである。しかし、事變前の規格品を造れば、〇百萬人年四足として〇千〇百萬足、一ヶ月〇百萬足の製造力があれば配給可能と云ふことになり、〇百萬人に年六足を配給するとしても現在の製造力で配給を全うすることが出来るが、一ヶ月壽命の現在品を供給して居たのでは、日本の労働者の半數は大地を強く踏みしめて立つことは出来ぬのである。此の問題は實に戰時労働の上に重大なる關係を有するのであつて、舊臘、内閣が此の物資の供給確保を聲明

したのは遅くとも決して早くはない。日本の地下足袋業者もどうか自家製造品の重大性を認識して、邦家の爲めに何が適正なる規格であるかを我等に啓示して欲しい。一ヶ月で果敢ない最期を遂げるやうなスフ入り地下足袋をやむなき事情とはいへ製造することは斷じて業者諸君の職分ではない。諸氏の職分はもつと重大であり、もつと緊切である可き筈である。日本の労働者は諸氏の誠意と研究とに頼るものが甚だ多いことを、くれぐれも申上げて置く。

## 闇取引の根絶

配給量が確保されれば當然の歸結として、闇取引が根絶する。現在の地下足袋の闇相場は一足四圓見當で、株屋の番頭サンなどが四、五百足買込んだのを此の値段で常磐の炭礦に賣り歩いて居ることなどが私の耳に傳はつて居る。彼等は坑内用品だから闇は當然と心得て居るのかも知れぬ。しかし、配給量が確保されれば、坑内の地下足袋にも、光明が差し込んで來ることは必定である。

## 製造勞力の問題

斯く規格と製造能力との關係を検討すると、當然此處に勞力の適正量の問題が考へられる。被配給者三百萬人の場合を考へても、現在品では年に三千六百萬足の製造を必要とし、事變前の規格ならば、三分の一の千二百萬足で事済む。即ち製造勞力は三分の一で足りる。即ち適正なる勞力量は適正なる規格から生れて來るのである。現下窮迫せる勞務需給状態に於て其の調整を完成しようとするれば、先づ前提として、各産業の所要する勞力量は適正なりや否やを検討せねばならぬ。不適正なる規格品を製造しつゝある産業に何が故に窮迫せる勞力を割く必要ありや。私は地下足袋の爪先に此の重大問題の轉がつて居ることを發見して、勞働問題に深く思ひを致したのである。

## 結論

以上を要約すると、地下足袋からスフを驅逐し、新規格品を製造することによつて、次の結果が豫想され得る。

### 一、適正規格とリンクせる適正價格の確定

#### 二、利益（被配給者三百萬人の場合）

（イ）新規格品（三ヶ月保証とすれば）	一年千二百萬足（一圓五十錢替）	一、八〇〇萬圓
現在品	一年三千六百萬足（一圓十五錢替）	四、一四〇萬圓
新規格による利益		二、三四〇萬圓
（ロ）新規格品（二ヶ月保証とすれば）	一年千八百萬足（一圓五十錢替）	二、七〇〇萬圓
新規格による利益		一、四四〇萬圓

### 三、配給範圍の擴大

現在品による配給範圍	三百萬人
二ヶ月保証による配給範圍	六百萬人
三ヶ月保証による配給範圍	九百萬人

### 四、闇取引の根絶

### 五、適正なる勞力量の決定

以上、甚だ冗長に地下足袋問題を検討したが、私は今此の計算を提げて當業者と折衝中であり、近く成案を得た上で、當局の査定承認を請はんとして居る。しかし、私が此の未完成なる検討を此處に発表した所以のものは、此の問題を公式的に論ずることによつて、(一)には低物價政策も物資配給確保も共に概念的な取扱いを許さぬといふこと、(二)には適正價格と適正規格の決定は不可分的に産業者間の協議に委ねるのが最も有效適切であること、(三)には石炭増産といふ國家の大問題も地下足袋の如き輕視され易い問題から築きあげて來ねば正當なる解決を得られないといふことを明かにし、(四)には此の一見微々たる地下足袋問題の検討が弘く各種の生産資材の價格、規格、配給量の難案を打開する一助ともならばと考へ、而して(五)にはスフといふ非常時の産物を在らしむべき處に在らしめ度いと念願し、(六)最後に刻下の緊急問題たる生産擴充も物價問題もあらゆる經濟問題は、産業と産業との聯繫に俟つに非ずんば到底解決を期待し難いといふ所信の一端を申述べたからである。

昭和十八年十月二十日印 刷  
昭和十八年十月廿五月初刷發行  
二、〇〇〇部

(出版會承認)  
い170063號



『責任生産と供給協定』

定價 金壹圓五拾錢  
特別行爲稅 相當額拾貳錢  
賣價 金壹圓六拾貳錢

著者 茂野吉之助  
發行者 三ツ木隆治  
印刷者 守田銀造  
印刷所 守田印刷株式會社  
配給元 日本出版配給株式會社  
發行所 東邦社

東京日本橋區本町二ノ四  
常盤寺場町(6)四一三番  
電話東京(6)四一三番  
出版會員一二〇五三番

955  
100

終

社 東  
刊 邦

實價(税込)壹圓六拾肆錢